
原子力災害に備えた
柏崎市広域避難計画(初版)

平成26年7月

柏 崎 市

原子力災害に備えた柏崎市広域避難計画

< 目次 >

第1章 総則

1 計画の目的	1-1
2 計画の基本方針	1-1
3 計画の修正	1-1
4 計画作成の経緯	1-1

第2章 原子力災害対策の基本事項

1 原子力災害に対応するための防護措置	2-1
2 原子力災害対策重点区域の範囲	2-2
3 防護措置の実施基準	2-4
4 避難先の選定	2-13
5 避難等指示の考え方	2-16
6 緊急時における情報の流れ	2-17

第3章 緊急時における連絡体制

1 市の体制	3-1
2 住民への広報	3-1

第4章 住民等の避難体制

1 避難までの流れ	4-1
2 避難先等の確保、周知	4-2
3 住民等の行動	4-3
4 一時滞在者（観光客等）への対応	4-6
5 安定ヨウ素剤の予防服用	4-6
6 スクリーニング及び除染	4-6

第5章 要配慮者の避難体制

第6章 柏崎市地区別避難先等一覧

【別紙】 今後の課題

第1章 総則

1 計画の目的

本計画は、東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）において、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に定める原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に備え、柏崎市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、市域を越える広域的な避難に必要な体制等を構築することを目的とする。

2 計画の基本方針

本計画は、原子力発電所の事故の進展状況に応じて決定される緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）、運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）の基準に応じて、段階的に避難等の指示がなされることを想定する。

本計画は、避難等に係る情報連絡体制及び避難先、避難手段の調整、避難経路の選定等、柏崎市内各地区から避難者受入自治体までの基本的な枠組等について定めるものとする。

3 計画の修正

本計画は、現時点における基本的な考え方をまとめたものであり、今後、避難シミュレーションの実施結果や原子力防災訓練での検証を踏まえるとともに、関係法令、原子力災害対策指針、柏崎市地域防災計画（原子力災害対策編）等の改正や国、県、県内市町村及び防災関係機関と引き続きの協議・検討結果により随時、更新するものとする。

また、県が定める「原子力災害時に備えた新潟県広域避難の行動指針」との整合性を図るものとする。

4 計画作成の経緯

平成23年3月11日に東京電力(株)福島第一原子力発電所において重大な事故が発生し、大量の放射性物質が放出された結果、多くの住民が長期間の避難を強いられることとなった。

これにより、従来の原子力防災について多くの問題点が明らかとなり、同規模の原子力災害が発生したと仮定すると、全市民の広域避難も想定されることとなる。

平成24年9月18日を以て、原子力安全委員会は廃止され、同年9月19日に原子力規制委員会及び原子力規制庁が発足し、「原子力施設等の防災対策について（旧指針）」の内容を精査し、各事故調査委員会からの報告等を考慮した上で「原子力災害対策指針」が平成24年10月31日に策定され、その後見直しが行われ、最新は平成25年9月5日全部改正となっている。

新潟県においては、柏崎刈羽原子力発電所の過酷事故時における対策の考え方（事務局暫定版）を平成24年4月に策定し、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）を平成24年8月に修正し、更に、原子力災害対策指針の全部改正等を踏まえ新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）を平成26年3月に修正した。新潟県ではこの間、国、県、県内市町村及び

関係機関が参画し広域避難等に係る課題や問題点を抽出し、対策案の検討を実施するための「新潟県広域避難対策等ワーキングチーム（10チーム）」を平成24年11月28日に設置して、広域避難をめぐる諸課題の検討を踏まえて、「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」を平成26年3月25日に策定した。

柏崎市では、これらの対応として、柏崎市地域防災計画（原子力災害対策編）の抜本的な見直しのため、平成23年11月に「柏崎市原子力防災計画見直し検討委員会」と「7つのワーキンググループ」を立ち上げ、福島原子力災害対応等を参考に原子力防災対策に係る課題や問題点を抽出し、対策案の検討を実施し、平成24年3月23日に「柏崎市原子力防災計画見直し検討委員会ワーキンググループ検討状況報告（第1回）」をとりまとめた。

その後、国の防災基本計画原子力災害対策編（平成24年9月改正）や、原子力災害対策指針（平成24年10月策定）を受け、柏崎市地域防災計画（原子力災害対策編）を平成24年10月1日に修正し、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲が全市に拡大することを盛り込んだ。更に、原子力災害対策指針の全部改正等を踏まえた修正を平成26年7月に行った。

また、県内の市町村では、県内の自治体の連携による任意の研究会「市町村による原子力安全対策に関する研究会」が平成23年9月12日に発足し、広域的な対応を必要とする原子力災害への検討を重ね、避難・屋内退避・避難者受入に対する共通の考え方を整理した「実効性のある避難計画（暫定版）」を平成24年11月2日に取りまとめた。

国では、平成25年9月3日に開催された原子力防災会議において、「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」の政府方針が決定され、これに基づき、内閣府原子力災害対策担当室を中心に関係省庁が、原子力発電所の所在する地域の自治体の地域防災計画や避難計画等の充実化を支援していくこととした。

これにより、国内に13地域ワーキングチームを設置して自治体だけでは解決が困難な課題の解決を図ることとし、柏崎刈羽地域ワーキングチームが設置され、課題を抽出し、対策案の検討を進めている。

本計画は、広域避難等をめぐる諸課題の検討を踏まえ、避難先自治体との個別の調整事項等を踏まえ、現時点においての基本的事項をまとめたものである。

第2章 原子力災害対策の基本事項

1 原子力災害に対応するための防護措置

原子力災害から身を守るため、原子力発電所で発生した事故の状況や環境の放射線量を踏まえ、国、県、市からの指示により、住民は以下の各種防護措置を実施する。

(1) 避難及び一時移転

あらかじめ定められた避難先への避難を実施する防護措置であり、原子力発電所の事故の状況や環境の放射線量により、以下の2通りが原子力災害対策指針において規定されている。

① 避難

空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれがある地点から速やかに離れるため緊急に実施する。

② 一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間（一週間程度）の内に当該地域から離れるため実施する。

(2) 屋内退避

自宅や公共施設内などの屋内に退避することで、呼吸等による放射性物質の体内への取り込みを抑制するとともに、屋外の放射性物質からの放射線の強さを壁の遮へい効果や距離により低減を図る防護措置。一般的に、コンクリート建物の方が、壁等による遮へい効果や建屋の気密性が比較的高く効果的とされている。

屋内退避は、避難の指示が行われるまで被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転の実施が困難な場合に実施する。また、原子力発電所から放射性物質が放出されていない段階においても、発電所の事故が急変した際への対応等のために実施する場合がある。

なお、長期間の屋内退避は生活に支障が出るため、原子力発電所の事故の進展や放射性物質の放出状況などを踏まえ、適切に屋内退避措置の緩和・解除や避難若しくは一時移転を実施する。

(3) 安定ヨウ素剤の予防服用

放射性でないヨウ素を、内服用のヨウ化カリウムに製剤化した安定ヨウ素剤をあらかじめ服用し、原子力発電所の重大な事故によって放出された放射性ヨウ素が甲状腺へ集積し、内部被ばくすることを防ぐ防護措置。避難や一時移転、屋内退避と併用する。

(4) スクリーニング及び除染

スクリーニングは、放射性物質が皮膚や衣類等に付着することによる外部被ばくや、呼吸及び経口摂取（口から摂取すること）による内部被ばくの低減、汚染の拡大防止を目的として実施する。専用の放射線測定器によって住民の身体や物品等に付着した放射性物質の汚染程度を把握して、一定以上の放射性物質が検出された際は除染（放射性物質を取り除くこと）を行う。

(5) 飲食物の摂取制限

放射性物質により直接汚染される野外で生育された食品（例：家庭菜園で作った野菜や該当地域の牧草を食べた牛の乳など）の放射性物質の濃度測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る防護措置。飲食物の摂取制限を実施した際、必要に応じて摂取制限が措置されている区域に対し、代替となる放射性物質により汚染されていない飲食物を提供するための体制を構築する。

2 原子力災害対策重点区域の範囲

柏崎市では、市内全域を原子力災害対策重点区域としており、更に原子力発電所からの距離に応じて即時避難区域〔PAZ（Precautionary Action Zone）：予防的防護措置を準備する区域〕と避難準備区域〔UPZ（Urgent Protective action Planning Zone）：緊急時防護措置を準備する区域〕に区分し、対象とする地域は、原子力発電所から半径30km圏内の次に掲げる地区（コミュニティを単位）とし、その範囲は次のとおりとする。

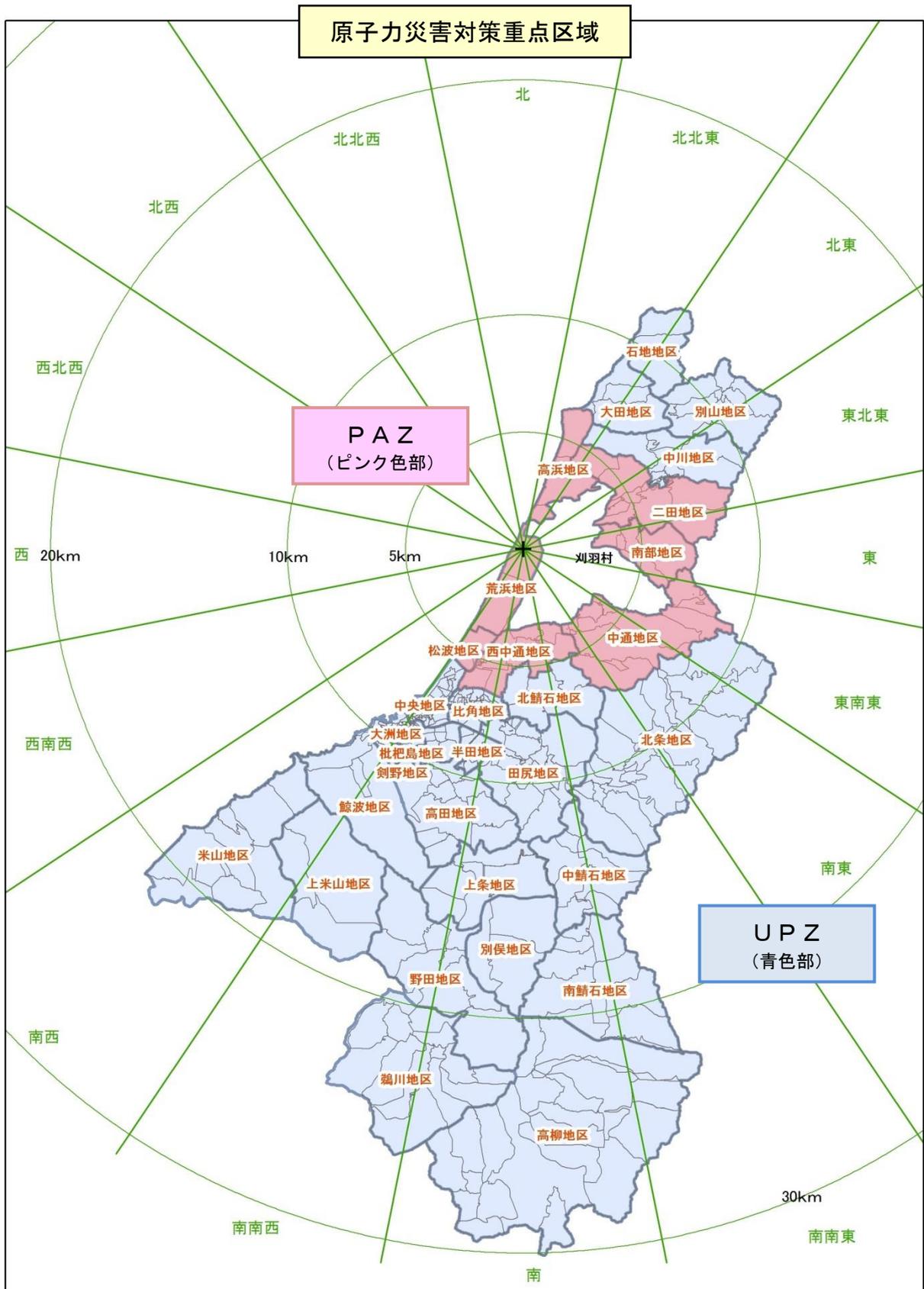
表2-1 原子力災害対策重点区域の範囲と人口

平成26年4月1日現在

原子力災害対策を実施すべき地域の範囲			人口（人）
即時避難区域 （PAZ）	発電所を中心とする 半径おおむね5キロ メートル圏	高浜地区、荒浜地区、松波地区、 南部地区、二田地区、中通地区、 西中通地区 計 7 地区	16,400
避難準備区域 （UPZ）	発電所を中心とする 半径おおむね5～30 キロメートル圏	中川地区、別山地区、大田地区、 石地地区、北鯖石地区、北条地区、 中央地区、比角地区、田尻地区、 大洲地区、鯨波地区、上米山地区、 剣野地区、枇杷島地区、半田地区、 高田地区、中鯖石地区、南鯖石地区、 米山地区、上条地区、別俣地区、 野田地区、鵜川地区、高柳地区 計 24 地区	72,200
合 計			88,600

※人口の算出条件：100人単位として、100人未満の場合は四捨五入

图 2-1 原子力災害対策重点区域の範囲



3 防護措置の実施基準

原子力発電所で事故が発生した際は、住民の無用な被ばくを避けるよう、初期段階から原子力発電所の状況や放射性物質の拡散（原子力災害の発生）状況などを把握するとともに、その状況に応じ適切に避難等の防護措置を準備又は実施しなければならない。

原子力規制委員会は、このように事故や原子力災害の状況に応じ段階的な対応ができるよう、原子力発電所の事故状況を住民に放射線の影響が及ぶおそれが高いかどうかという観点で判定する「緊急事態区分（EAL）」や、原子力災害発生時における放射線量に応じた防護措置の実施基準である「防護措置の実施を判断する基準（OIL）」を定めている。

なお、この基準を基に住民が実施すべき防護措置についての判断を国が行い、県や市に対し指示等を行うこととなる。

(1) 緊急事態区分（EAL）

① 警戒事態（EAL1）

住民への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所において事故等の異常事象の発生又はそのおそれがあるため、国、県、市などの防災関係機関が情報収集や防護措置実施準備のための災害体制を敷く段階。住民等に対し注意喚起のための情報提供を行う。

また、PAZの施設敷地緊急事態要避難者に対しては、この段階で避難の準備を促す。

② 施設敷地緊急事態（EAL2）※原災法第10条に該当

原子力発電所で住民に放射線による影響をもたらす可能性のある事故等が生じたため、PAZにおいて緊急時に備えた避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。PAZの施設敷地緊急事態要避難者に対しては、この段階で避難指示を行う。

③ 全面緊急事態（EAL3）※原災法第15条に該当

原子力発電所において住民に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態であり、PAZの住民は速やかに避難を実施する。また、UPZの住民は、屋内退避を実施しながら避難準備を行う。

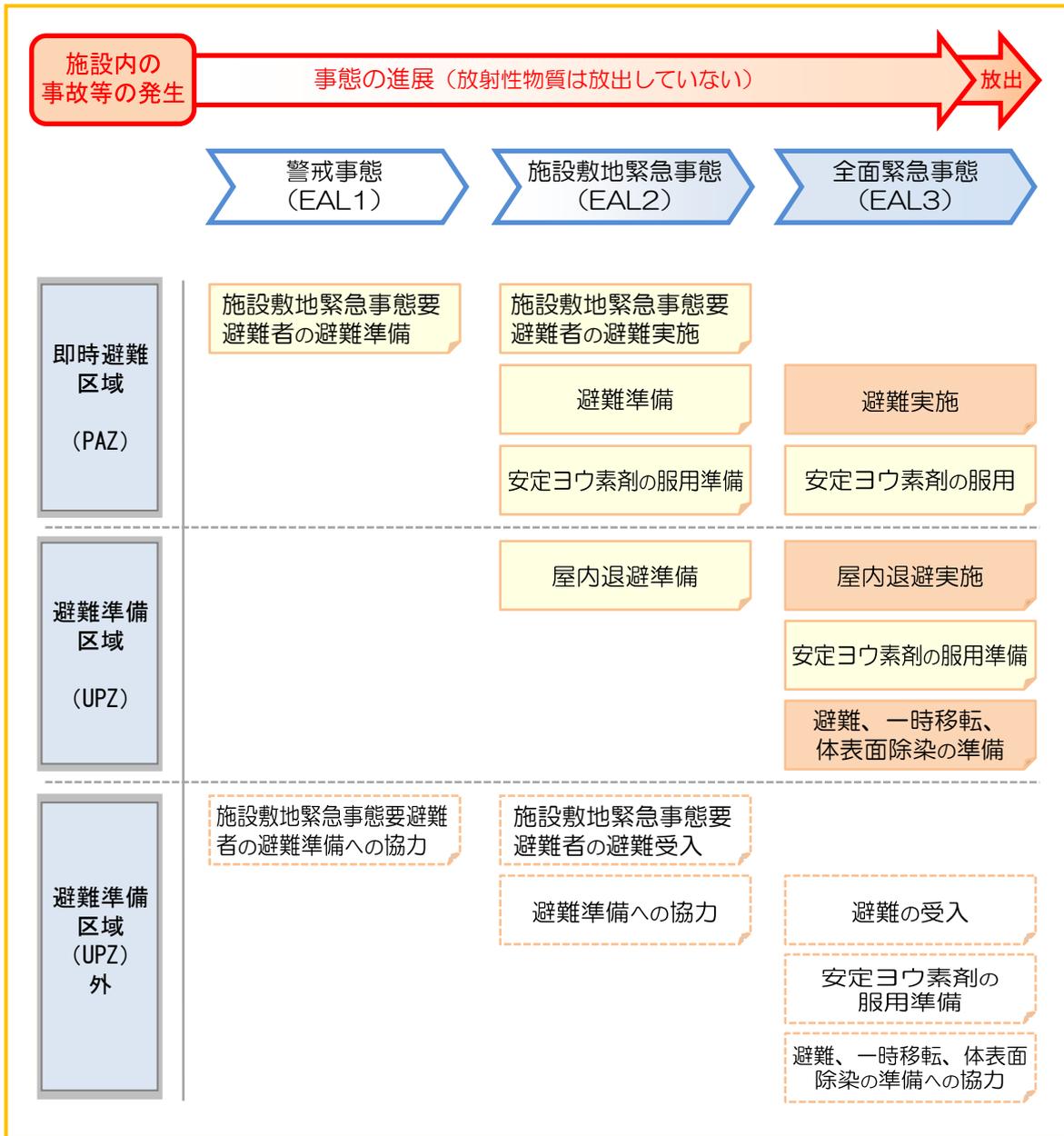
なお、PAZ住民の避難状況や原子力発電所の事故の規模等に応じ、UPZの住民についても予防的な避難の検討、実施を行う。

要配慮者、避難行動要支援者、施設敷地緊急事態要避難者

- 要配慮者 高齢者、難病患者、障害者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など、災害時に迅速な行動がとりにくく被害を受けやすい者をいう。
- 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- 施設敷地緊急事態要避難者（PAZ） 避難行動要支援者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者をいう。
PAZにおいては、全面緊急事態において安定ヨウ素剤を服用して避難を実施することとされているため、副作用が発生する可能性があるなど、安定ヨウ素剤を服用することが不適切な者（安定ヨウ素剤服用不適切者）についても施設敷地緊急事態要避難者としている。

図 2-2 EALに応じた防護措置のフロー

「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」(H26.3 現在) を基に柏崎市作成



(原子力災害対策指針の一部をイメージ化)

表 2-2 現行の原災法等における緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

(原子力災害対策指針(平成25年9月5日全部改正)から抜粋、一部加筆)

沸騰水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉施設 (原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)	
警戒事態を判断するEAL (EAL1)	防護措置の概要
<p>①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫新潟県内において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑬新潟県内において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑭オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑮当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。</p> <p>⑯その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>情報収集や防護措置実施準備のための災害体制を敷く段階。</p> <p>P A Z内の避難の準備に時間を要する施設敷地緊急事態要避難者について避難の準備を開始。</p>

沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設 （原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）	
施設敷地緊急事態を判断するEAL（EAL2）	防護措置の概要
<p>①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>②原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る）による注水ができないこと。</p> <p>③原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。</p> <p>④全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>⑤非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。</p> <p>⑦使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑮その他原子力施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZの住民は避難等の防護措置の準備を開始。</p> <p>PAZの施設敷地緊急事態要避難者は準備が整いしだい避難を開始する。</p>

沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設 （原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）	
全面緊急事態を判断するEAL（EAL3）	防護措置の概要
<ul style="list-style-type: none"> ①原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止ができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 ②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ⑥全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。 ⑦全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ⑧炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 ⑨原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。 ⑩使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑪原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑫燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑬原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合。（事業所外運搬に係る場合を除く） ⑭その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 	<p>P A Zの住民は迅速に避難等の防護措置を実施する段階。準備が整いしだい速やかに避難を実施。</p> <p>U P Zの住民は屋内退避を実施しながら避難準備を行う。なお、放射性物質が放出されていない段階でも、P A Z住民の避難状況や原子力発電所の事故の規模や時間的推移等に応じて避難指示が行われることがある。</p> <p>放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などにに基づき防護措置を実施する。</p>

使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉施設 (照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く)	
警戒事態を判断するEAL (EAL1)	防護措置の概要
<p>①全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>②使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>③原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>④原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑤重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑥新潟県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑦新潟県において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑧オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑨当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。</p> <p>⑩その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>情報収集や防護措置実施準備のための災害体制を敷く段階。</p> <p>PAZ内の避難の準備に時間を要する施設敷地緊急事態要避難者などの避難の準備を開始。</p>
施設敷地緊急事態を判断するEAL (EAL2)	防護措置の概要
<p>①全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上)継続すること。</p> <p>②非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>③使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑦原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)。</p> <p>⑧その他原子力施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZの住民は避難等の防護措置の準備を開始。</p> <p>PAZの施設敷地緊急事態要避難者は準備が整いしだい避難を開始する。</p>

使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉施設 (照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く)	
全面緊急事態を判断するEAL (EAL3)	防護措置の概要
<p>①全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上)継続すること。</p> <p>②全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>③使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑤原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合。(事業所外運搬に係る場合を除く)</p> <p>⑥その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Zの住民は迅速に避難等の防護措置を実施する段階。準備が整いしだい速やかに避難を実施。</p> <p>U P Zの住民は屋内退避を実施しながら避難準備を行う。なお、放射性物質が放出されていない段階でも、P A Z住民の避難状況や原子力発電所の事故の規模や時間的推移等に応じて避難指示が行われることがある。</p> <p>放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づき防護措置を実施する。</p>

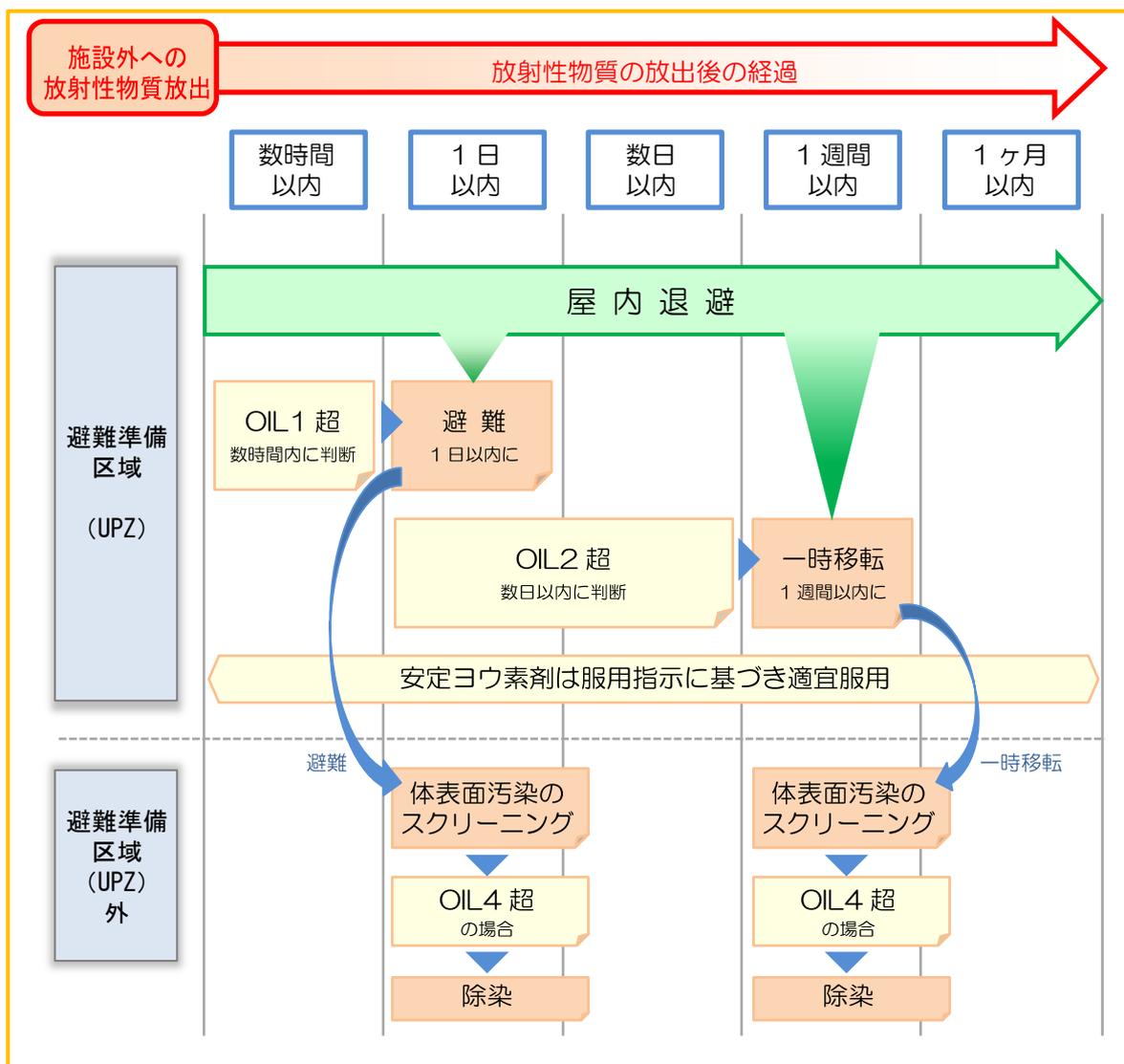
(2) 防護措置の実施を判断する基準（O I L）

原子力発電所の放射性物質を閉じ込める機能が喪失し、放射性物質が異常な水準で環境に放出された段階で用いられる判断基準である（放射性物質は風向風速等の気象条件によって拡散する地域にばらつきがあるため即時市内全域に拡散することは無いが、事故の急速な進展や気象の不確実性を考慮して屋内退避を実施しつつ避難指示に備える）。

放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国及び県は放射線量を測定する緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置の実施を判断する基準（O I L）に照らして、地区毎に避難や一時移転、食物摂取制限、安定ヨウ素剤の服用指示などの必要な措置の判断を行う。

図 2-3 O I L に応じた防護措置のフロー

「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」(H26.3 現在) から



(原子力災害対策指針の一部をイメージ化)

表2-3 OILと防護措置について

(原子力災害対策指針(平成25年9月5日全部改正)から抜粋)

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線 : 40,000 cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
			β線 : 13,000cpm 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、魚、 その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

4 避難先の選定

(1) 即時避難区域（PAZ）における避難先の選定の考え方

避難先は、基本的に県内自治体としつつ、50km圏外の避難先を確保するものとする。

即時避難区域（PAZ）においては、避難準備区域（UPZ）の避難先よりも遠い地域に確保するものとする。〔先行避難する即時避難区域（PAZ）の車両により生じる渋滞（高速道から降りるIC等）が、その後避難準備区域（UPZ）が避難を要する場合に、後行の避難に影響を与えないようにするため。〕

避難準備区域（UPZ）において避難が必要となる場合を想定しながら、まずは県内での避難先を選択するものの、避難準備区域（UPZ）の避難指示地域が広域に及ぶ場合には、県の調整のもと、近隣県への避難も選択肢として検討する。

表2-4 即時避難区域（PAZ）の避難先自治体

地区コミュニティ	避難先自治体
高浜地区 南部地区 二田地区	村上市
中通地区	湯沢町
西中通地区	妙高市
荒浜地区 松波地区	糸魚川市
	近隣県（要調整）※

※災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、県の調整のもと、近隣県への避難も選択肢として検討する。

(2) 避難準備区域（UPZ）における避難先の選定の考え方

全面緊急事態となったときには、避難準備区域（UPZ）の住民等は屋内退避を実施し、放射性物質が放出された後の防護措置（表2-3参照）については、国及び県が実施する緊急時モニタリングの結果に基づき、区域を特定して実施される。そのため、避難準備区域（UPZ）の全域が一斉に避難や一時移転をすることはないと考えられている。

一方で、事故の不確実性や原子力規制委員会が新たに求めた格納容器の加圧破損防止対策設備（以下「フィルタベント設備」という。）の使用により、予防的避難やOIL1による緊急防護措置の実施を考慮した避難等も検討する必要がある。

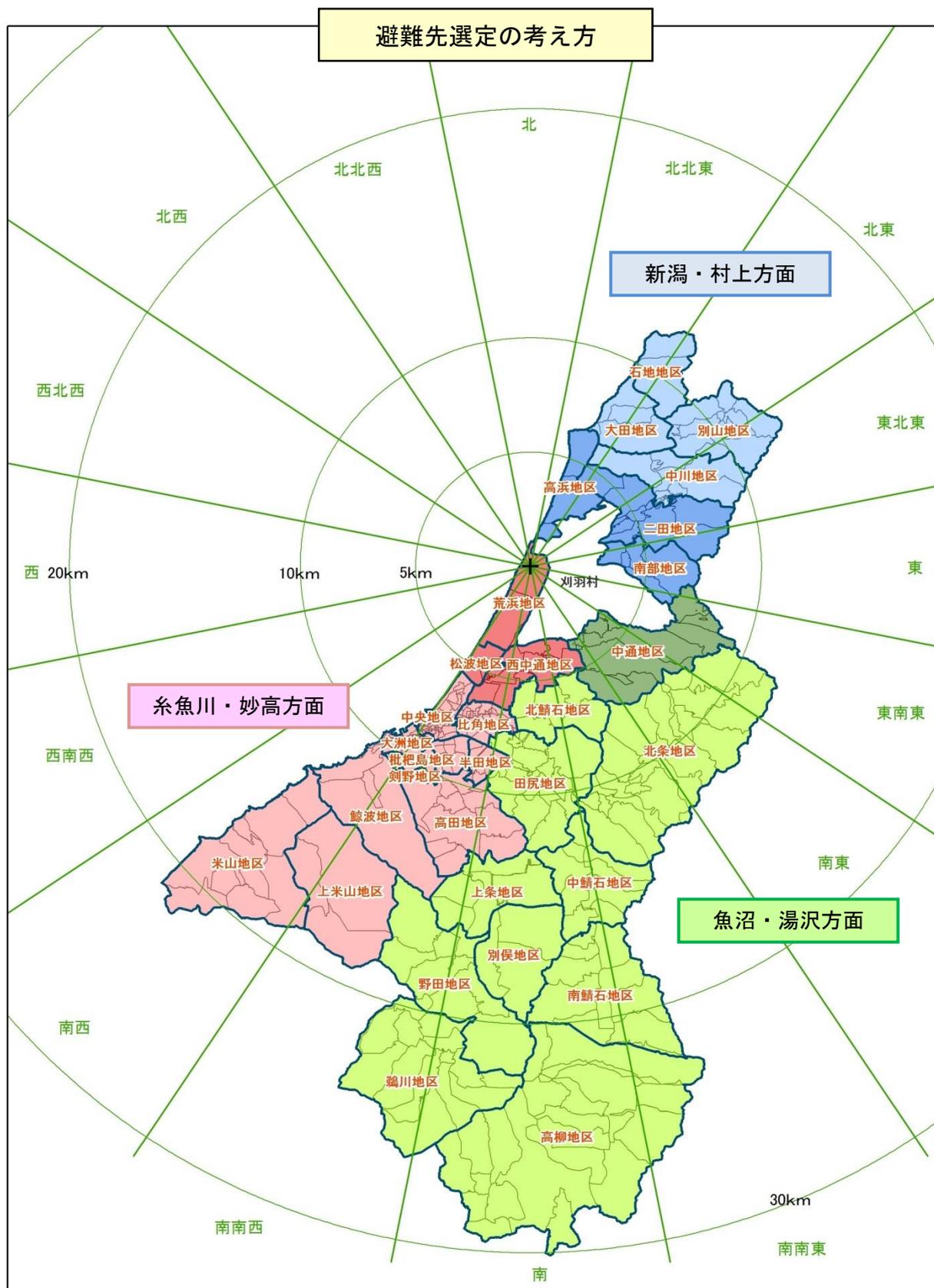
このため市では、地理的要因などから、原子力発電所から比較的短時間のうちに離れることができるよう、表2-5に示した避難先候補自治体への避難を基本とする。ただし、事故や災害の状況等によっては、県外の避難先を検討するなど柔軟に対応するものとする。

表2-5 柏崎市の避難準備区域（UPZ）の避難先候補自治体

地区コミュニティ	避難先（受入）候補自治体	
	方面	自治体名
中川地区、別山地区 大田地区、石地地区	新潟・村上 方面	村上市
北鯖石地区、北条地区 田尻地区、中鯖石地区 南鯖石地区、高柳地区 上条地区、別俣地区 野田地区、鵜川地区	魚沼・湯沢 方面	魚沼市
		南魚沼市
		湯沢町
		津南町
中央地区、比角地区 大洲地区、剣野地区 枇杷島地区、半田地区 高田地区、鯨波地区 上米山地区、米山地区	糸魚川・妙高 方面	糸魚川市
		妙高市
	近隣県（要調整）※	

※災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、県の調整のもと、近隣県への避難も選択肢として検討する。

図 2-4 避難先選定の考え方



5 避難等指示の考え方

(1) 避難等指示の区域

避難等指示の区域は、地区コミュニティを単位とし、本章の原子力災害対策重点区域の範囲に基づくものとする。

(2) 避難等指示

市長は、国又は県から避難等の指示又は要請があったときには、国、県と連携し、避難等の指示をするものとする。

緊急を要するときには、国又は県からの指示等を待つことなく、避難等の指示をするものとする。

表 2-6 事態区分における主な避難等防護措置の概要

緊急事態区分	PAZ	UPZ
警戒事態 (EAL1)	<ul style="list-style-type: none"> ○住民への注意喚起 ○施設敷地緊急事態要避難者への避難準備情報 ○学校・保育園等は保護者に児童生徒の迎えを要請し引き渡す 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民への注意喚起 ○学校・保育園等は保護者に児童生徒の迎えを要請し引き渡す
施設敷地緊急事態 (EAL2)	<ul style="list-style-type: none"> ○住民は避難準備 ○施設敷地緊急事態要避難者は避難実施 ○学校・保育園等に残った児童生徒は教職員の引率のもと避難実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民は屋内退避準備（早めの帰宅等）
全面緊急事態 (EAL3)	<ul style="list-style-type: none"> ○住民は避難を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○屋内退避を実施。避難準備を行う。 （原子力発電所の状況やPAZの避難状況を踏まえ、予防的避難を行うことも検討）
防護措置の実施を判断する基準 (OIL)	<ul style="list-style-type: none"> ○住民は避難を継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○500μSv/h を超えた地域は避難を実施 ○20μSv/h を超えた地域は食物摂取制限と共に1週間以内に一時移転を実施

※1 μ Sv/h=0.001mSv/h=0.00001Sv/h

6 緊急時における情報の流れ

図2—5 主な情報の流れ

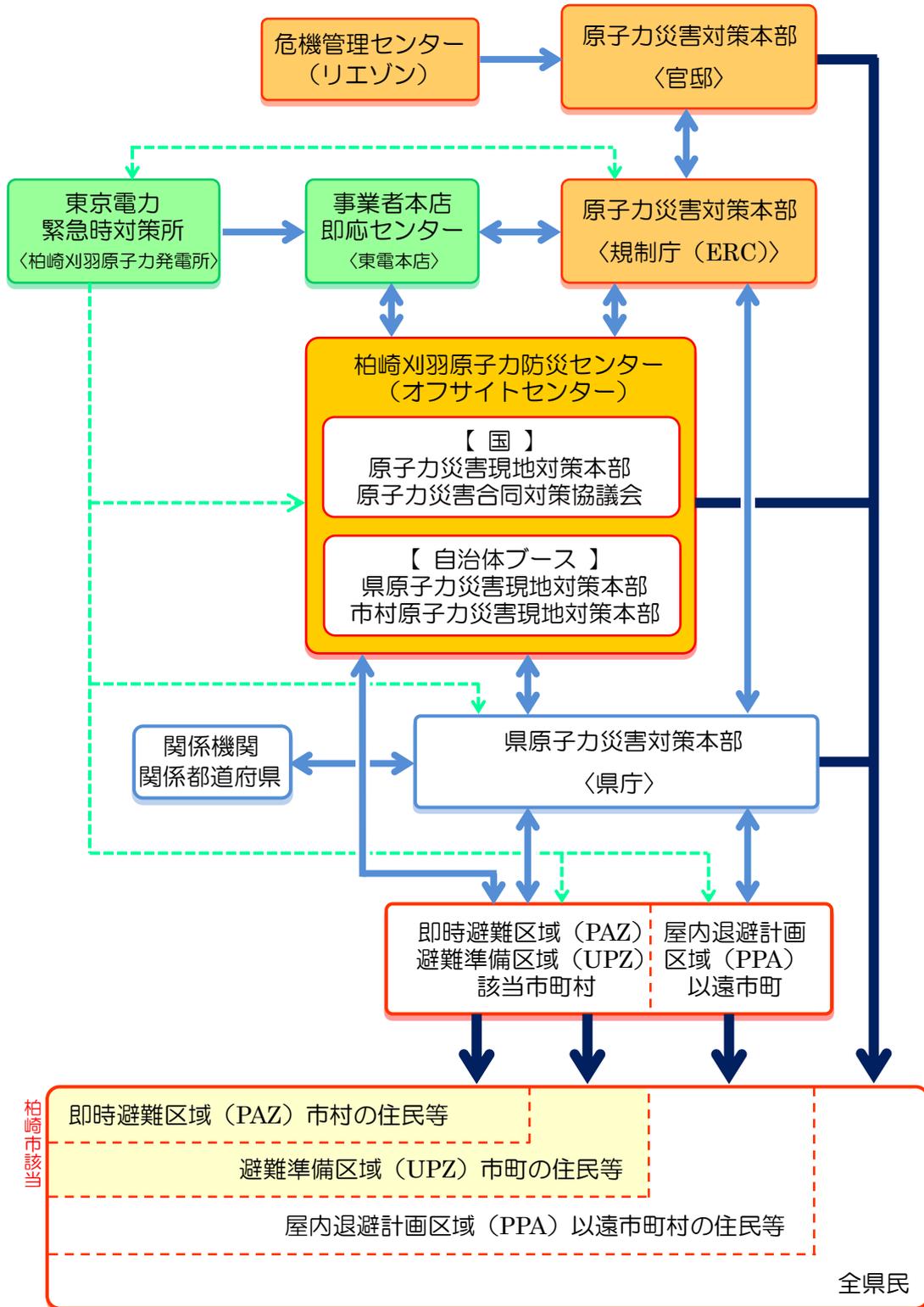


表 2-7 事態区分における主な連絡内容

「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」(H26.3 現在) から

事態区分	発信元	主な連絡内容
警戒事態 (EAL1)	東電	・警戒事態に該当する旨、原発等の状況
	国	・国からの連絡事項
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域(PAZ)の対応状況
	県・0FC	・モニタリング情報
	国・県・市町村	・即時避難区域(PAZ)圏内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請及びその状況 等
施設敷地緊急事態 【原災法第10条事象】 (EAL2)	東電	・施設敷地緊急事態に該当する旨、原発等の状況
	国	・国からの連絡事項
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域(PAZ)の対応状況
	県・0FC	・モニタリング情報
	国・県・市町村	・即時避難区域圏内の避難準備要請及び安定ヨウ素剤の服用準備指示 ・即時避難区域圏内の施設敷地緊急事態要避難者の早期避難要請 ・避難準備区域圏内の屋内退避準備 等
全面緊急事態 【原災法第15条事象】 (EAL3)	東電	・全面緊急事態に該当する旨、原発等の状況
	国	・緊急事態発出の連絡、国からの連絡事項
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域(PAZ)の対応状況
	県・0FC	・モニタリング情報
	国・県・市町村	・即時避難区域(PAZ)圏内の避難指示及び安定ヨウ素剤の服用指示 ・避難準備区域(UPZ)圏内の屋内退避指示及び安定ヨウ素剤の服用準備 ・避難準備区域(UPZ)圏外への避難受入要請及び安定ヨウ素剤の服用準備 等

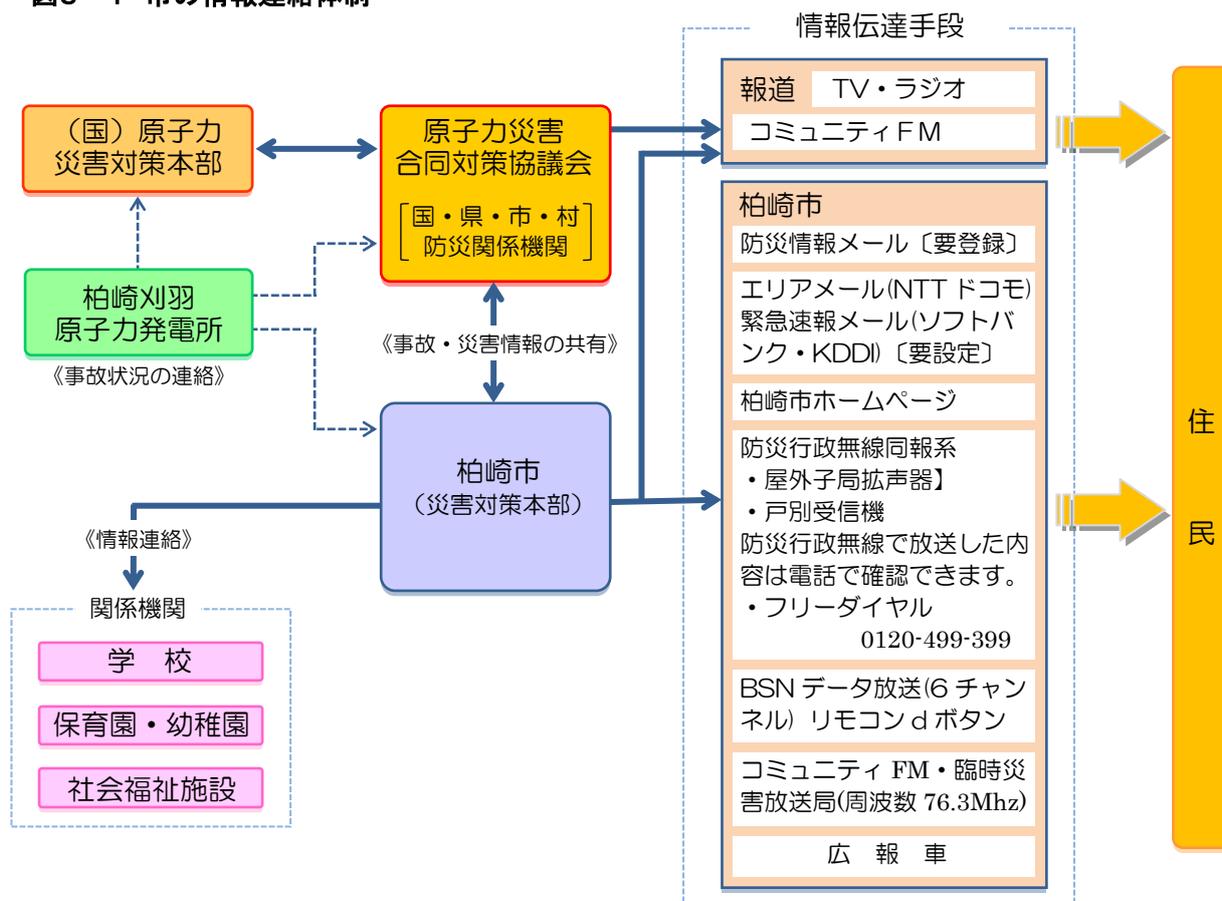
※網掛けの情報が各事態における最初の情報となる。

第3章 緊急時における連絡体制

1 市の体制

市は、原子力発電所からの事故等に関する情報や、国や県からの避難及び避難準備等に関する指示又は要請があったときは、住民への広報や関係機関に対する連絡を速やかに行うものとする。

図3-1 市の情報連絡体制



2 住民への広報

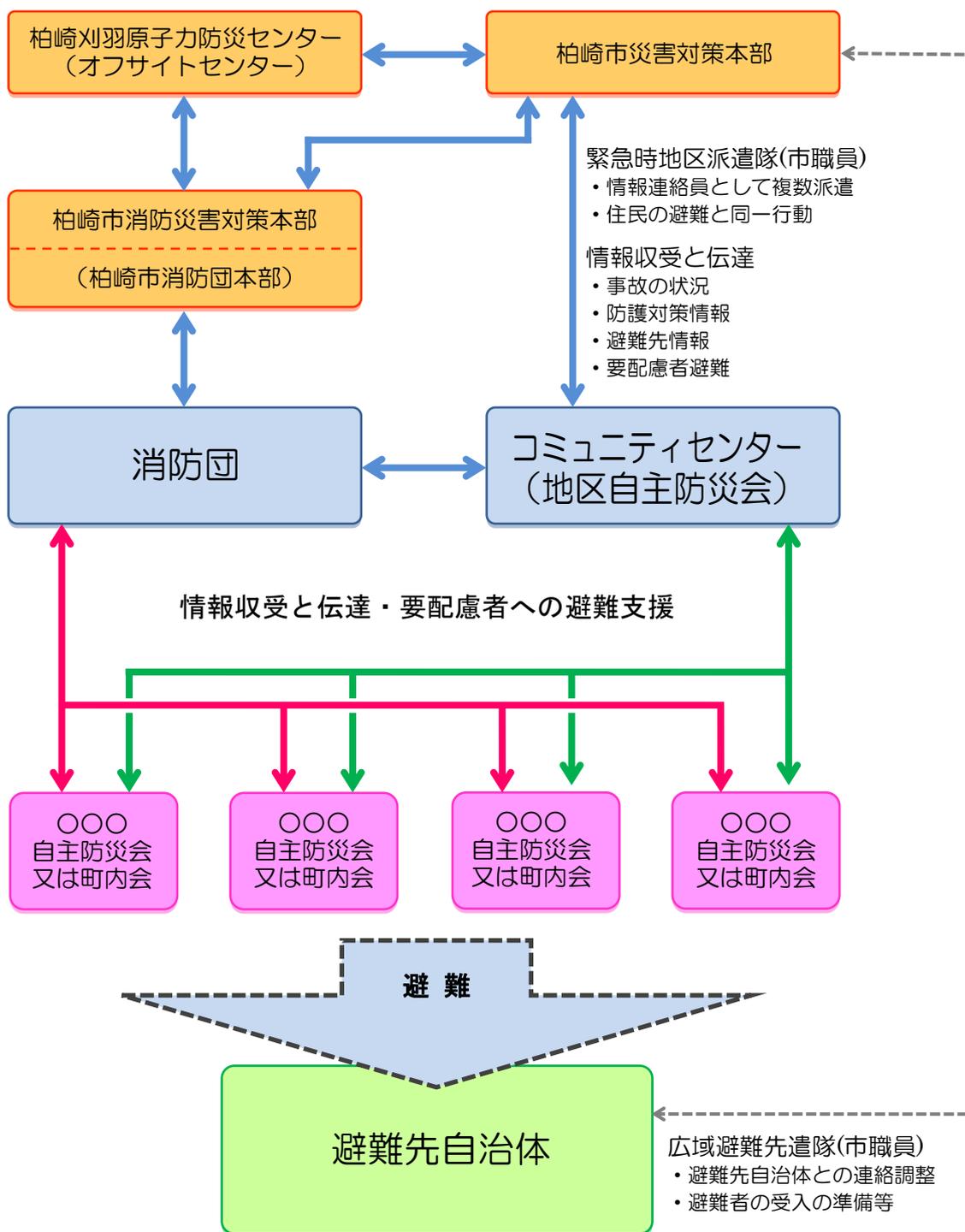
(1) 広報のタイミング (例示)

- ・ 緊急事態区分等に至ったとき(警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等)
- ・ 特別の体制 (災害対策本部設置等) をとったとき
- ・ 事故や災害の状況等に大きな変化があったとき
- ・ 避難、屋内退避、避難準備等を要請するとき
- ・ 放射性物質が放出されたとき
- ・ 緊急時モニタリングの結果がまとまったとき

(2) 広報の内容（例示）

- ・ 事故等の状況
- ・ 市及び関係機関等の対応状況
- ・ 避難、屋内退避、避難準備の指示に関すること

図 3-2 地区コミュニティ等への情報伝達体制



第4章 住民等の避難体制

市は、国や県から避難等に係る指示又は要請があり、また、独自の判断により、避難指示や避難準備情報等を発令するときは、速やかに広報を行い、避難等を実施するものとする。

避難は、自家用車のほか、国や関係機関の協力を得て、自家用車以外の車両等（バス、船舶、鉄道、ヘリコプター等）も積極的に活用するものとする。

1 避難までの流れ

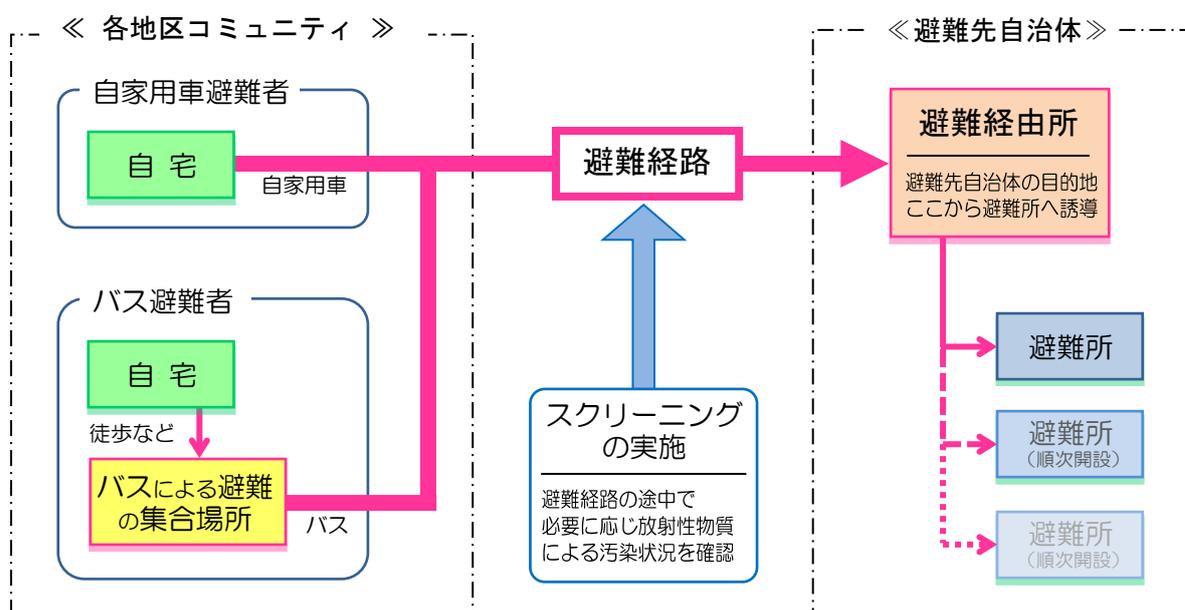
(1) 即時避難区域（PAZ）

- ① 市は、原子力発電所における事故等の状況や避難等に係る情報を広報するものとする。
- ② 原則として、避難準備情報が出された段階で自宅へ戻り、避難指示が出された段階で避難するものとする。
- ③ 市は、バスによる避難の集合場所を指定するものとする。

(2) 避難準備区域（UPZ）

- ① 市は、原子力発電所における事故等の状況や屋内退避及び避難等に係る情報を広報するものとする。
- ② 原則として、屋内退避準備指示が出された段階で自宅等で屋内退避をし、避難指示が出された段階で避難するものとする。ただし、事故の急速な進展等により避難開始までに時間的余裕がない場合や、学校、職場等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所からの避難を行うものとする。
- ③ 市は、バスによる避難の集合場所を指定するものとする。

図4-1 避難のイメージ



2 避難先等の確保、周知

(1) 避難先等の確保

- ① 市は、避難の円滑化を図るため、避難者が目指すべき避難経由所を選定するものとする。
- ② 原子力災害時に避難指示が見込まれる段階で、市は県と連携し、受入自治体へ避難の受け入れを要請し、受入自治体は広域避難先遣隊と連携し、避難者受入れに必要な準備をするものとする。

(2) 避難先等の周知

- ① 市は、地区コミュニティの維持や円滑な避難ができるよう、「第6章 柏崎市地区別避難先等一覧」を作成及び更新するとともに、バスによる避難の集合場所、避難経路等と併せて避難に係る体制を住民に周知しておくものとする。
- ② 市は、避難受入自治体が被災等によって避難の受け入れが困難な場合は、県の調整のもとに避難先等を広報するものとする。

避難経由所を開設するメリット

- ① 避難経由所において避難者の避難所への振り分けを実施するため、段階的に避難所が開設でき、受入自治体の初期段階における避難所運営の負担が軽減できる。
- ② 広い駐車場を持つ避難経由所の設定により、避難車両の駐車スペースが確保できる。
- ③ 土地勘がない避難住民にとって目的地がわかりやすくなり、混乱が少なくなる。
- ④ 避難経由所は、避難住民への情報提供等、ターミナル的な役割を果たすことができる。

避難経由所から避難所までの移動方法

- ① 避難経由所での集結状況により、段階的に順次、移動する。
- ② 基本的に避難で使用した自家用車やバス等で移動する。
- ③ 避難所駐車場に余裕がない場合は、徒歩等で移動する。

3 住民等の行動

表4-1 即時避難区域（PAZ）における防護措置の流れ

事態区分	行政の対応 (指示・要請等)	住民	施設敷地緊急事態 要避難者	学校・保育園等 (在校在園時)
放射性物質放出前 警戒事態 (EAL1)	<ul style="list-style-type: none"> ○発電所の状況把握、住民への注意喚起 ○施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を要請 ○施設敷地緊急事態要避難者のための輸送手段確保 ○保護者に学校等への迎えを要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○市からの情報に注意（不要な外出を自粛） ○一時滞在者は早期の帰宅 	○避難準備を開始	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者への引き渡し ○迎えが来るまで児童生徒を保護
放射性物質放出前 施設敷地緊急事態 (EAL2)	<ul style="list-style-type: none"> ○発電所、環境放射線量等の情報周知 ○緊急時地区派遣隊及び広域避難先遣隊の派遣 ○PAZ内の屋内退避（避難準備）指示 ○施設敷地緊急事態要避難者の避難指示 ○学校等施設の避難指示 ○輸送手段の確保 ○安定ヨウ素剤の緊急配布の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難準備開始 〔家族に施設敷地緊急事態要避難者がいるときは避難を実施する。〕 ○安定ヨウ素剤の服用準備 	<p>○避難実施</p> <p>〔移動手段のない者は、早めにバスによる避難の集合場所に集合する。〕</p>	<p>○施設による避難実施</p> <p>〔保護者に引き渡せなかった子どもは、教職員引率のもと避難を実施する。〕</p>
放射性物質放出前 (又は直後) 全面緊急事態 (EAL3)	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態宣言の発出 ○PAZ内の避難指示 ○安定ヨウ素剤服用指示 ○発電所、環境放射線量等の情報周知 	<p>○避難実施</p> <p>○安定ヨウ素剤の服用</p> <p>〔3～12才：1丸 13才以上：2丸 0～2才児は事前配布できる薬剤がないため、EAL2で避難を実施〕</p>	<p style="text-align: center;">ポイント</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【避難手段、服装等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難手段は基本的に自家用車を使用する。 ・避難手段がない場合は、市又は県が確保するバスで避難する（バスによる避難の集合場所に集合する）。 ・避難時の服装は、肌を露出しないよう心掛け、念のためマスク等を着用する。 ・避難先は地区コミュニティを単位としており、避難経路所を目指す（第6章参照）。 ・放射性物質放出後に避難した者は、スクリーニングポイントで体表面汚染スクリーニング等を受ける。 </div>	

表 4-2 避難準備区域（UPZ）における防護措置の流れ

事態区分	行政の対応 (指示・要請等)	住 民	学校・保育園等 (在校在園時)
放射性物質放出前 警戒事態 (EAL1)	<ul style="list-style-type: none"> ○発電所の状況把握、住民への注意喚起 ○保護者に学校等への迎えを要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○市からの情報に注意（不要な外出を自粛） ○一時滞在者への早期帰宅の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者への引き渡し ○迎えが来るまで児童生徒を保護
放射性物質放出前 施設敷地緊急事態 (EAL2)	<ul style="list-style-type: none"> ○発電所、環境放射線量等の情報周知 ○緊急時地区派遣隊の派遣 ○屋内退避の準備を指示 ○学校等施設の屋内退避の実施を指示 	<ul style="list-style-type: none"> ○屋内退避の準備（早めの帰宅等） 	<p>○施設での屋内退避を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の迎えは継続する。 ・保護者に引き渡せなかった子どもは、教職員とともに屋内退避を実施する。
放射性物質放出前（又は直後） 全面緊急事態 (EAL3)	<ul style="list-style-type: none"> ○発電所、環境放射線量等の情報周知 ○UPZ内の屋内退避指示 ○予防的避難の検討 ○予防的避難先の確保 ○予防的避難のための輸送手段の確保 ○広域避難先遣隊の派遣 ○安定ヨウ素剤の配布準備 	<p>○屋内退避を実施又は必要な時は予防的避難の実施</p>	<p>○屋内退避継続又は予防的避難の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の迎えは継続する。 ・予防的な避難が必要な場合は、教職員引率のもと避難

表 4-2 避難準備区域（UPZ）における防護措置の流れ（続き）

事態区分	行政の対応 (指示・要請等)	住 民	学校・保育園等 (在校在園時)
全面緊急事態（EAL3） 【防護措置判断基準（OIL…運用上の介入レベル）の発動】 放射性物質放出後	○発電所、環境放射線等の情報周知 ○緊急時モニタリングに基づく防護措置の周知 ○避難、一時移転先の確保 ○避難先情報の周知 ○輸送手段の確保 ○飲食物含む資機材の調達 ○安定ヨウ素剤の緊急配布 など	○ <u>屋内退避の継続又は避難及び一時移転</u> ○ <u>飲食物の摂取制限の実施</u> ○ <u>安定ヨウ素剤の服用準備又は服用</u> 〔・緊急時モニタリングの結果、OILに基づき、避難及び一時移転等の判断がされる。 ・あわせて、必要に応じ安定ヨウ素剤を服用の必要性についても指示される（その必要性は原子力規制委員会が判断し、国の原子力災害対策本部が指示する）。〕 ◎主なOILの基準（初期設定値、表2-3参照） 〔500μSv/毎時（OIL1） ～即時に避難や屋内退避させる基準 20μSv/毎時（OIL2） ～1週間程度以内に一時移転させる基準 0.5μSv/毎時（飲食物スクリーニング） ～飲食物の放射能濃度測定地域を特定する基準 OILの基準は、原子力発電所の事故により放出された放射性物質が地上沈着し、1mの高さでの放射線量率によって防護措置を判断するもの。〕	
		ポイント 【避難及び一時移転の手段、服装等】 <ul style="list-style-type: none"> ・避難手段は基本的に自家用車を使用する。 ・避難手段がない場合は、市又は県が確保するバスで避難する（バスによる避難の集合場所に集合する）。 ・学校等で施設避難が必要な場合は、教職員引率のもと避難する。 ・安定ヨウ素剤服用不適切者、慎重投与者及び放射線弱者については、避難及び一時移転が必要な場合には優先的に避難等を実施する。 ・避難及び一時移転時の服装は、肌を露出しないよう長袖、長ズボン、帽子、マスク、手袋等を着用する。 ・避難先は地区コミュニティを単位とし、避難経由所を目指す（避難先は県で調整となる）。 ・避難途中のスクリーニングポイントで体表面汚染スクリーニング等を受ける。 	

4 一時滞在者（観光客等）への対応

市及び県は、観光客や地域外からの一時滞在者等に対して、原子力発電所で事故が発生し原子力災害に至る可能性がある場合には、市の広報及び報道機関や関係団体等を通じて情報提供を行うものとする。

5 安定ヨウ素剤の予防服用

安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することは、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを低減するための手段のひとつで、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、避難や屋内退避等と組み合わせて活用する必要がある。

安定ヨウ素剤を効果的に利用するためには、服用のタイミングが大変重要である。このため、独自の判断による服用は避け、国又は県若しくは市の指示によらなければならない。

(1) 即時避難区域（PAZ）

PAZの住民は、全面緊急事態（EAL3）に至った場合において、国の指示に基づき避難実施及び安定ヨウ素剤を服用する（規定量については表4-3参照）。

なお、安定ヨウ素剤を服用することが不適切な者や安定ヨウ素剤が事前配布されない者（0～2才など）は、施設敷地緊急事態（EAL2）において避難を実施する。

(2) 避難準備区域（UPZ）

UPZの住民は、原子力発電所の状況や空間放射線量率等に応じて屋内退避又は避難等の防護措置と組み合わせて実施される。服用の必要性については、原子力規制委員会が判断し、国の原子力災害対策本部が指示することとなっている。安定ヨウ素剤の服用の規定量については表4-3のとおり。

表4-3 安定ヨウ素剤予防服用に対する規定量

対象者	ヨウ素量 (mg) ヨウ化カリウム量に 対する相当量	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム丸
新生児	12.5	16.3	
生後1ヶ月以上3歳未満	25	32.5	
3歳以上13歳未満			1丸
13歳以上			2丸

6 スクリーニング及び除染

スクリーニングの具体的な方法、体制、場所、及び対象等については、原子力規制委員会が原子力災害対策指針等により示す考え方を基に新潟県が検討する。

図4-3 スクリーニングポイントの基本的な考え方

「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」(H26.3現在)から

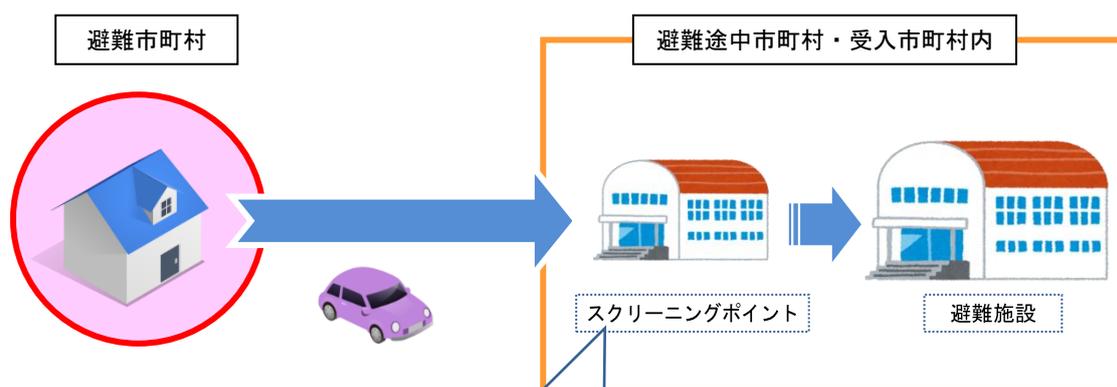
- ① 新潟県が主体となって、スクリーニングを実施。
- ② スクリーニングポイントは、避難準備区域（UPZ）外とする。
- ③ スクリーニング体制は、避難先及び避難経路を考慮する。
- ④ スクリーニングポイントは、避難準備区域（UPZ）外を所管する市町村が候補施設を選定し、県が決定。

《スクリーニングポイントとなる施設の選定の目安》

以下の点を考慮すること。

- 避難者は、土地勘のない市町村へ避難すること。
- スクリーニングポイントでは、ある程度の順番待ちが生じること。
- 悪天候でも実施できること。
- 避難者（車両）が多数来ること。

< スクリーニングポイント（イメージ） >



【当該施設で行う内容】

- 体表面汚染スクリーニング
- 甲状腺スクリーニング
- 物品スクリーニング



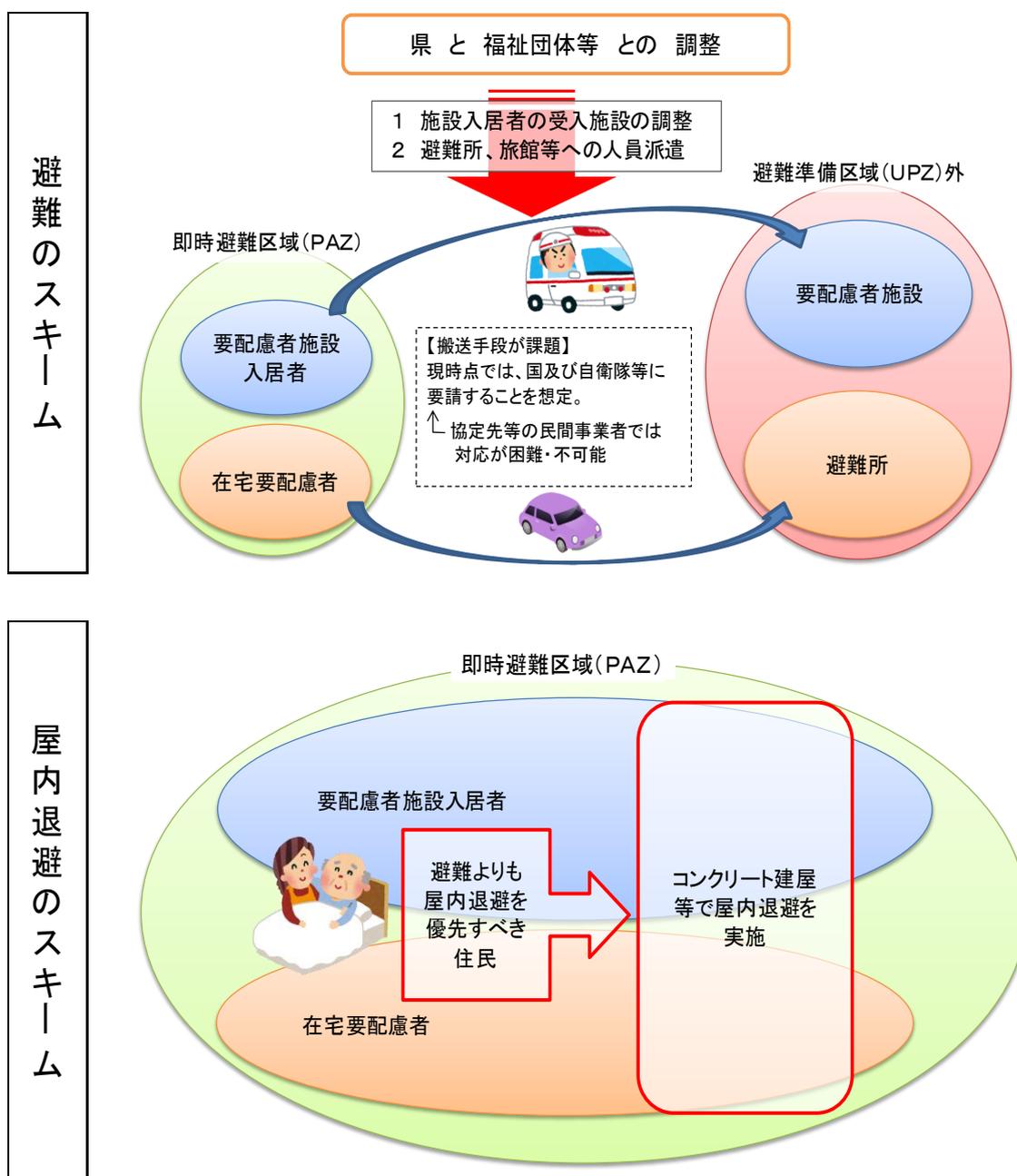
第5章 要配慮者の避難体制

市は、地域における要配慮者の支援体制が整備されるよう努めるとともに、「柏崎市要配慮者避難支援全体計画」に基づき、消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織等の呼びかけや介助により実施するものとする。

なお、県は、病院、福祉施設等に対して、入院又は入所者の要配慮者の避難・屋内退避が円滑にできるよう、あらかじめ避難誘導の計画を具体的に定めておくよう要請することとされている。

図5-1 要配慮者の避難のスキーム

「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」(H26.3 現在) から



第6章 柏崎市地区別避難先等一覽

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 平成26年 4月 1日現在
 避難行動要支援者 平成25年11月10日現在

町内会 コード	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所
	発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニ ティ 地区				
222 大湊	北北東 1	PAZ	高浜	17	46	3	大湊集会場
223 宮川	北北東 2	PAZ	高浜	125	298	29	高浜コミュニティセンター
232 椎谷	北北東 4	PAZ	高浜	60	139	6	椎谷ふれあいセンター
145 荒浜	南南西 2	PAZ	荒浜	419	1,116	64	荒浜小学校 荒浜コミュニティセンター 柏崎原子力広報センター
144 松波	南南西 4	PAZ	松波	1,585	3,878	182	松波コミュニティセンター 松浜中学校 さざなみ学園 はまなす特別支援学校
130 春日	南南西 4	PAZ	西中通	896	2,388	104	瑞穂中学校 禎原小学校 西中通コミュニティセンター
131 橋場	南南西 4	PAZ	西中通	201	585	24	禎原小学校 西中通コミュニティセンター
132 下原	南南西 4	PAZ	西中通	266	728	35	瑞穂中学校 禎原小学校
133 上原	南 4	PAZ	西中通	41	125	6	日吉小学校 瑞穂中学校
134 山本	南 4	PAZ	西中通	249	743	26	日吉小学校
135 土合	南 4	PAZ	西中通	147	470	20	日吉小学校
136 劔	南 4	PAZ	西中通	221	698	29	日吉小学校
137 下大新田	南 4	PAZ	西中通	84	312	13	日吉小学校
139 長崎	南 3	PAZ	西中通	74	234	11	日吉小学校
140 長崎新田	南南東 3	PAZ	西中通	49	164	6	日吉小学校
141 なごみ荘(特養)	南南西 4	PAZ	西中通	78	78	-	当該施設

主な避難経路 凡例 IC:インターチェンジ SA:サービスエリア PA:パーキングエリア		避難先自治体	避難経由所 上段:名称 下段:所在地
30km付近までの経路 〓は30km付近の目安	避難先自治体内の経路		
<ul style="list-style-type: none"> ○国道352～県道柏崎高浜堀之内線～国道116～西山IC～高速道～栄PA～ ○国道352～県道柏崎高浜堀之内線～国道116～燕市五千石交差点～ ○国道352～県道長岡西山線～国道8～長岡IC～高速道～栄PA～ ○国道352～県道長岡西山線～国道116～燕市五千石交差点～ ○国道352～国道402～長岡市野積橋交差点～ 	<ul style="list-style-type: none"> ○神林岩船港IC～目的地 ○国道7(村上市九日市交差点)～目的地 	村上市	神林総合運動公園 神林総合体育館 (ノバルパーク神林) TEL 0254-66-8111 村上市九日市222
<ul style="list-style-type: none"> ○国道352～県道柏崎港線～国道8～米山IC～高速道～大湊PA～ ○県道荒浜中田線～国道8～国道252～柏崎IC～高速道～大湊PA～ ○国道352～県道柏崎港線～国道8～上越市土底浜駅前交差点～ 	<ul style="list-style-type: none"> ○糸魚川IC～国道148(糸魚川市明星セメント入口交差点)～目的地 ○国道8(糸魚川市横町交差点)～国道148(糸魚川市明星セメント入口交差点)～目的地 	糸魚川市	糸魚川市市民総合体育館 TEL 025-552-6521 糸魚川市上刈4-3-1
<ul style="list-style-type: none"> ○国道352～県道柏崎港線～国道8～米山IC～高速道～大湊PA～ ○国道352～市道(春日付近)～国道8～国道252～柏崎IC～高速道～大湊PA～ ○国道352～県道柏崎港線～国道8～上越市土底浜駅前交差点～ 	<ul style="list-style-type: none"> ○糸魚川IC～国道148(糸魚川市明星セメント入口交差点)～目的地 ○国道8(糸魚川市横町交差点)～国道148(糸魚川市明星セメント入口交差点)～目的地 	糸魚川市	糸魚川市市民総合体育館 TEL 025-552-6521 糸魚川市上刈4-3-1
<ul style="list-style-type: none"> ○県道黒部柏崎線～市道(春日付近)～国道8～国道252～柏崎IC～高速道～大湊PA～ ○県道黒部柏崎線～市道(春日付近)～国道8～米山IC～高速道～大湊PA～ ○県道黒部柏崎線～市道(春日付近)～国道8～県道新井柿崎線～上越市青野交差点～ ○県道荒浜中田線～市道(藤井付近)～国道252～柏崎IC～高速道～大湊PA～ 	<ul style="list-style-type: none"> ○妙高高原IC～国道18(妙高市杉野沢入口交差点)～目的地 ○国道18(妙高市杉野沢入口交差点)～目的地 	妙高市	妙高杉ノ原スキー場 TEL 0255-86-6211 妙高市杉野沢272

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定しています。避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導されます。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 平成26年 4月 1日現在
 避難行動要支援者 平成25年11月10日現在

町内会 コード	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所	
	発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニ ティ 地区					
200	曾地新田	南東 3	PAZ	中通	19	75	1	中通コミュニティセンター
201	花田	南東 4	PAZ	中通	39	150	6	中通小学校
202	飯塚	南東 4	PAZ	中通	37	121	4	中通コミュニティセンター
203	曾地	南東 4	PAZ	中通	150	416	20	中通小学校
204	吉井	南東 5	PAZ	中通	161	501	21	中通小学校
205	矢田	南南東 5	PAZ	中通	81	244	25	矢田集落センター
207	菊尾	南東 5	PAZ	中通	1	1	0	中通コミュニティセンター
209	成沢	東南東 7	PAZ	中通	10	21	6	成沢公会堂
210	五十土	東南東 8	PAZ	中通	9	21	3	五十土公会堂
211	小黑須	東南東 7	PAZ	中通	4	7	0	小黑須公会堂
510	五日市	東 3	PAZ	南部	48	163	10	南部コミュニティセンター
511	内方	東 4	PAZ	南部	19	68	1	南部コミュニティセンター
512	大坪	東 4	PAZ	南部	27	69	6	南部コミュニティセンター
513	北野	東 4	PAZ	南部	72	198	4	南部コミュニティセンター
514	妙法寺	東 5	PAZ	南部	49	130	3	妙法寺ふれあいセンター

主な避難経路 凡例 IC:インターチェンジ SA:サービスエリア PA:パーキングエリア		避難先自治体	避難経由所 上段:名称 下段:所在地
30km付近までの経路 〓は30km付近の目安	避難先自治体内の経路		
<p>○国道8～長岡IC～高速道～堀之内PA～ ○国道8～国道17～ 魚沼市堀之内庁舎前交差点～ ○県道鯨波宮川線～国道8～長岡IC～高速道～堀之内PA～ ○県道鯨波宮川線～国道8～国道17～ 魚沼市堀之内庁舎前交差点～ ○県道鯨波宮川線～国道252～国道291～ 小千谷IC～高速道～堀之内PA～ ○県道鯨波宮川線～国道252～国道291～ 国道351～国道17～ 魚沼市堀之内庁舎前交差点～</p>	<p>≪湯沢カルチャーセンター≫ ○湯沢IC～国道17(湯沢町宮林)～目的地 ○国道17(湯沢町宮林)～目的地</p> <p>≪湯沢町公民館≫ ○湯沢IC～国道17(湯沢駅前)～目的地 ○国道17(湯沢駅前)～目的地</p>	湯沢町	<p>湯沢カルチャーセンター TEL 025-784-1511 湯沢町神立628-1</p> <p>湯沢町公民館 TEL 025-784-2460 湯沢町大字湯沢2822</p>
<p>○県道礼拝長岡線～西山IC～高速道～ 栄PA～ ○県道礼拝長岡線～国道8～長岡IC～ 高速道～栄PA～ ○県道礼拝長岡線～国道116～ 燕市五千石交差点～</p>	<p>○神林岩船港IC～目的地 ○国道7(村上市九日市交差点)～目的地</p>	村上市	<p>神林総合運動公園 神林総合体育館 (パルパーク神林) TEL 0254-66-8111 村上市九日市222</p>

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定しています。避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導されます。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 平成26年 4月 1日現在
 避難行動要支援者 平成25年11月10日現在

町内会 コード	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所	
	発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニ ティ 地区					
500	坂田	東北東 5	PAZ	二田	187	580	33	西山ふるさと館
501	二田	東北東 7	PAZ	二田	61	182	7	いきいき館
502	鬼王	東北東 5	PAZ	二田	41	99	8	西山中学校
503	黒部	東北東 4	PAZ	二田	41	115	8	二田コミュニティセンター
504	長嶺	東北東 5	PAZ	二田	83	230	12	二田小学校
505	後谷	北東 4	PAZ	二田	15	29	2	二田小学校
506	西山	東北東 4	PAZ	二田	127	335	15	二田小学校
507	和田	東北東 4	PAZ	二田	32	100	4	二田小学校
508	新保	東北東 4	PAZ	二田	56	156	6	二田小学校
509	緑が丘	東北東 4	PAZ	二田	54	175	8	二田コミュニティセンター
522	中央台	東北東 6	PAZ	二田	50	145	7	いきいき館
540	にしかりの里(特養)	東北東 4	PAZ	二田	68	68	-	当該施設

主な避難経路 凡例 IC:インターチェンジ SA:サービスエリア PA:パーキングエリア		避難先自治体	避難経由所 上段:名称 下段:所在地
30km付近までの経路 〓は30km付近の目安	避難先自治体内の経路		
○国道116～県道礼拝長岡線～西山IC～ 高速道～栄PA～ ○国道116～県道柏崎高浜堀之内線～国道8 ～長岡IC～高速道～栄PA～ ○国道116～県道長岡西山線～長岡IC～ 高速道～栄PA～ ○国道116～燕市五千石交差点～	○神林岩船港IC～目的地 ○国道7(村上市九日市交差点)～目的地	村上市	神林総合運動公園 神林総合体育館 (パルパーク神林) TEL 0254-66-8111 村上市九日市222

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定しています。
 避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導されます。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 平成26年 4月 1日現在
 避難行動要支援者 平成25年11月10日現在

町内会 コード	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所
	発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニ ティ 地区				
515	田沢	東北東 8	UPZ 中川	55	177	4	内郷小学校
516	藤掛	東北東 7	UPZ 中川	40	116	5	内郷小学校
517	池浦	東北東 7	UPZ 中川	47	162	4	いきいき館
518	礼拝	東北東 6	UPZ 中川	144	422	15	いきいき館
519	鎌田	北東 6	UPZ 中川	56	164	10	西山中学校
520	下山田	東北東 6	UPZ 中川	79	251	9	いきいき館
521	伊毛	北東 7	UPZ 中川	39	113	4	中川コミュニティセンター
523	上山田	北東 8	UPZ 別山	37	106	8	内郷小学校
524	尾野内	東北東 8	UPZ 別山	16	45	1	内郷小学校
525	灰爪	北東 9	UPZ 別山	37	119	10	別山コミュニティセンター
526	笹山	北東 9	UPZ 別山	41	114	7	別山コミュニティセンター
527	立村	北東 10	UPZ 別山	17	58	4	別山コミュニティセンター
528	別山後谷	北東 10	UPZ 別山	15	42	1	別山コミュニティセンター
529	砂田	北東 10	UPZ 別山	16	42	1	別山コミュニティセンター
530	甲戸	北東 10	UPZ 別山	18	50	4	別山コミュニティセンター
531	尾頃部	北東 10	UPZ 別山	13	44	4	別山コミュニティセンター
532	内越	北東 10	UPZ 別山	17	44	3	別山コミュニティセンター
533	荒谷	北東 9	UPZ 別山	39	122	0	別山コミュニティセンター
537	大崎	北北東 7	UPZ 大田	61	169	11	西山総合体育館
538	甲田	北北東 7	UPZ 大田	16	39	1	西山総合体育館
539	浜忠	北北東 6	UPZ 大田	76	224	7	西山総合体育館
541	はやまの里(特養)	北北東 8	UPZ 大田			-	当該施設
534	石地	北北東 10	UPZ 石地	130	275	34	石地コミュニティセンター
535	尾町	北北東 9	UPZ 石地	12	20	1	尾町公会堂
536	大津	北北東 9	UPZ 石地	56	175	7	大津集落開発センター

主な避難経路 凡例 IC:インターチェンジ SA:サービスエリア PA:パーキングエリア		避難先自治体	避難経由所 上段:名称 下段:所在地
30km付近までの経路 〓は30km付近の目安	避難先自治体内の経路		
○県道長岡西山線～国道8～長岡IC～ 高速道～栄PA～ ○国道116～燕市五千石交差点～			<避難先候補自治体> 村上市
○県道長岡西山線～国道8～長岡IC～ 高速道～栄PA～ ○国道116～燕市五千石交差点～			<避難先候補自治体> 村上市
○国道352～県道長岡西山線～長岡IC～ 高速道～栄PA～ ○国道352～県道長岡西山線～国道116～ 燕市五千石交差点～ ○国道352～国道402～ 長岡市野積橋交差点～			<避難先候補自治体> 村上市
○国道352～県道出雲崎石地線～国道116～ 燕市五千石交差点～ ○国道352～県道出雲崎柿の木小島谷線～ 国道116～燕市五千石交差点～ ○国道352～国道402～ 長岡市野積橋交差点～			<避難先候補自治体> 村上市

※避難先自治体と避難経由所は、新潟県等と協議を進めています。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 平成26年 4月 1日現在
 避難行動要支援者 平成25年11月10日現在

町内会 コード	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所	
	発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニ ティ 地区					
150	下藤井	南 5	UPZ	北鯖石	114	375	11	北鯖石コミュニティセンター
151	上藤井	南 6	UPZ	北鯖石	250	814	38	東中学校
152	中田	南 6	UPZ	北鯖石	253	772	33	北鯖石小学校
153	畔屋	南南東 6	UPZ	北鯖石	116	306	13	北鯖石小学校
154	与三	南南東 5	UPZ	北鯖石	104	316	16	北鯖石小学校
157	かしわ荘(救護)	南南東 7	UPZ	北鯖石	185	186	-	当該施設
158	むつみ荘(特養)	南南東 7	UPZ	北鯖石	114	114	-	当該施設
320	南条	南南東 11	UPZ	北条	156	486	17	北条小学校
323	十日市	南南東 10	UPZ	北条	38	118	8	北条小学校
324	鹿島	南南東 10	UPZ	北条	41	120	4	北条小学校
325	赤尾	南南東 11	UPZ	北条	32	82	2	北条小学校
327	四日町	南南東 10	UPZ	北条	112	344	14	北条小学校
328	荒町	南南東 10	UPZ	北条	33	77	2	北条小学校
329	家近	南南東 10	UPZ	北条	31	100	4	北条小学校
331	深沢	南南東 10	UPZ	北条	30	77	4	北条小学校
332	東条	南南東 10	UPZ	北条	69	218	15	北条小学校
333	小島	南南東 9	UPZ	北条	76	231	30	北条中学校
334	山澗	南南東 8	UPZ	北条	78	190	8	北条中学校
335	旧広田	南南東 9	UPZ	北条	84	235	16	北条中学校
336	大広田	南東 9	UPZ	北条	98	280	16	北条中学校
338	山本	南東 9	UPZ	北条	23	66	4	北条コミュニティセンター
339	中村	南東 9	UPZ	北条	19	47	3	北条コミュニティセンター
340	鼻岳	南東 9	UPZ	北条	51	131	11	北条中学校
341	岩之入	南東 10	UPZ	北条	54	141	18	北条小学校
343	大角間	南東 10	UPZ	北条	27	64	6	北条小学校
346	峠	南東 8	UPZ	北条	4	7	0	北条コミュニティセンター
347	吉井黒川	南東 8	UPZ	北条	3	7	0	北条コミュニティセンター
348	杉平	南東 9	UPZ	北条	39	116	6	北条中学校

主な避難経路 凡例 IC:インターチェンジ SA:サービスエリア PA:パーキングエリア		避難先自治体	避難経由所 上段:名称 下段:所在地
30km付近までの経路 〓は30km付近の目安	避難先自治体内の経路		
<ul style="list-style-type: none"> ○県道鯨波宮川線～国道252～国道291～小千谷IC～高速道～堀之内PA～ ○県道鯨波宮川線～国道252～国道291～国道351～国道17～魚沼市堀之内庁舎前交差点～ ○県道鯨波宮川線～国道252～県道小千谷十日町津南線～十日町市水口沢交差点～ 			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <避難先候補自治体> 魚沼市 南魚沼市 湯沢町 津南町 </div>
.....			
<ul style="list-style-type: none"> ○国道291～小千谷IC～高速道～堀之内PA～ ○国道291～国道351～国道17～魚沼市堀之内庁舎前交差点～ ○県道柏崎越路線～県道柏崎小国線～国道404～国道291～小千谷IC～高速道～堀之内PA～ ○県道柏崎越路線～県道柏崎小国線～国道404～国道291～国道351～国道17～魚沼市堀之内庁舎前交差点～ ○県道柏崎越路線～国道291～県道田代小国線～市道(石曾根近辺)～県道柿崎小国線～国道252～県道小千谷十日町津南線～十日町市水口沢交差点～ 			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <避難先候補自治体> 魚沼市 南魚沼市 湯沢町 津南町 </div>

※避難先自治体と避難経由所は、新潟県等と協議を進めています。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 平成26年 4月 1日現在
 避難行動要支援者 平成25年11月10日現在

町内会 コード	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所	
	発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニ ティ 地区					
27	八坂町	南南西 8	UPZ	中央地区	57	134	6	柏崎小学校
28	港町1・2	南南西 8	UPZ	中央地区	208	506	28	中央地区コミュニティセンター
29	港町3	南南西 7	UPZ	中央地区	106	268	14	中央地区コミュニティセンター
30	住吉町	南南西 7	UPZ	中央地区	77	164	10	中央地区コミュニティセンター
31	本町1	南南西 8	UPZ	中央地区	40	83	3	柏崎小学校
32	本町2	南南西 8	UPZ	中央地区	60	153	6	柏崎小学校
33	本町3	南南西 8	UPZ	中央地区	55	151	6	柏崎小学校
34	本町4	南南西 7	UPZ	中央地区	88	206	14	中央地区コミュニティセンター
35	小町	南南西 8	UPZ	中央地区	16	43	1	柏崎小学校
36	島町	南南西 8	UPZ	中央地区	36	94	1	柏崎小学校
37	新島町	南南西 8	UPZ	中央地区	31	77	7	柏崎小学校
38	鵜川町	南南西 8	UPZ	中央地区	43	110	9	柏崎小学校
39	広小路	南南西 8	UPZ	中央地区	29	85	1	柏崎小学校
40	表町	南南西 8	UPZ	中央地区	52	125	5	柏崎アクアパーク
41	旭町1	南南西 8	UPZ	中央地区	59	157	14	柏崎アクアパーク
42	旭町2	南南西 8	UPZ	中央地区	50	125	8	柏崎アクアパーク
43	比角16区	南南西 8	UPZ	中央地区	5	16	0	柏崎アクアパーク
44	新橋1区	南南西 8	UPZ	中央地区	29	72	4	産業文化会館
45	新橋2区	南南西 8	UPZ	中央地区	85	200	12	産業文化会館
54	駅前通	南南西 8	UPZ	中央地区	33	60	1	産業文化会館
56	駅仲通	南南西 8	UPZ	中央地区	164	301	61	産業文化会館
57	鏡町	南南西 7	UPZ	中央地区	256	543	35	文化会館アルフォーレ
58	田町	南南西 7	UPZ	中央地区	90	219	11	柏崎アクアパーク
59	西学校町	南南西 7	UPZ	中央地区	34	84	3	柏崎高校
60	本町5	南南西 7	UPZ	中央地区	55	126	4	柏崎アクアパーク
61	本町6	南南西 7	UPZ	中央地区	18	53	5	柏崎アクアパーク

主な避難経路 凡例 IC:インターチェンジ SA:サービスエリア PA:パーキングエリア		避難先自治体	避難経由所 上段:名称 下段:所在地
30km付近までの経路	___は30km付近の目安		
<ul style="list-style-type: none"> ○国道8～米山IC～高速道～大湯PA～ ○国道8～<u>上越市土底浜駅前交差点</u>～ ○国道8～<u>県道新井柿崎線</u>～ ○<u>上越市青野交差点</u>～ 		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <避難先候補自治体> 糸魚川市 妙高市 </div>	

※避難先自治体と避難経由所は、新潟県等と協議を進めています。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 平成26年 4月 1日現在
 避難行動要支援者 平成25年11月10日現在

町内会 コード	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所
	発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニティー 地区				
62 本町7	南南西 7	UPZ	中央地区	64	143	12	柏崎高校
63 南町	南南西 7	UPZ	中央地区	41	89	9	柏崎高校
64 東学校町	南南西 7	UPZ	中央地区	73	186	7	柏崎高校
65 東栄町	南南西 7	UPZ	中央地区	94	229	8	柏崎高校
66 栄町	南南西 7	UPZ	中央地区	310	782	46	柏崎工業高校
67 新花町	南南西 6	UPZ	中央地区	225	526	29	柏崎工業高校
68 本町8	南南西 7	UPZ	中央地区	87	191	13	柏崎高校
71 諏訪町1	南南西 7	UPZ	中央地区	106	273	9	第一中学校
72 諏訪町2	南南西 7	UPZ	中央地区	132	304	10	第一中学校
73 諏訪町3	南南西 6	UPZ	中央地区	63	166	6	第一中学校
99 桜木町	南南西 5	UPZ	中央地区	426	1,098	41	柏崎翔洋中等学校 自然浄化センター
100 北園町	南南西 6	UPZ	中央地区	604	1,302	76	柏崎工業高校
101 柏木町	南南西 6	UPZ	中央地区	203	487	24	柏崎翔洋中等学校 自然浄化センター
110 しおかぜ荘(特養)	南南西 6	UPZ	中央地区	48	48	-	当該施設
111 ケアしおかぜ	南南西 6	UPZ	中央地区	25	28	-	当該施設

主な避難経路 凡例 IC:インターチェンジ SA:サービスエリア PA:パーキングエリア		避難先自治体	避難経由所 上段:名称 下段:所在地
30km付近までの経路	__は30km付近の目安		
○国道8～米山IC～高速道～大湯PA～ ○国道8～上越市土底浜駅前交差点～ ○国道8～県道新井柿崎線～ 上越市青野交差点～		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <避難先候補自治体> 糸魚川市 妙高市 </div>	

※避難先自治体と避難経由所は、新潟県等と協議を進めています。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 平成26年 4月 1日現在
 避難行動要支援者 平成25年11月10日現在

町内会 コード	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所
	発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニ ティ 地区				
69	比角15区乙	南南西 7	UPZ 比角	39	87	6	第二中学校
70	比角15区甲	南南西 7	UPZ 比角	73	189	11	第二中学校
74	末広町	南南西 7	UPZ 比角	88	211	21	第二中学校
75	比角2区	南南西 7	UPZ 比角	103	205	12	比角小学校
76	比角3区	南南西 7	UPZ 比角	45	121	5	第二中学校
77	比角4区	南南西 7	UPZ 比角	55	118	8	第二中学校
78	比角5区豊町	南南西 7	UPZ 比角	366	858	38	第二中学校
79	比角6区表	南南西 7	UPZ 比角	34	82	3	第二中学校
80	比角6区裏	南南西 7	UPZ 比角	46	102	6	第二中学校
81	比角7区	南南西 7	UPZ 比角	80	192	13	第二中学校
82	常盤町	南南西 6	UPZ 比角	80	190	8	第二中学校
83	比角11区	南南西 7	UPZ 比角	395	980	64	比角小学校
84	比角8区甲	南南西 6	UPZ 比角	63	158	18	比角コミュニティセンター
85	比角8区乙	南南西 6	UPZ 比角	123	296	15	比角コミュニティセンター
86	比角9区	南南西 7	UPZ 比角	216	517	29	比角小学校
87	比角10区	南南西 6	UPZ 比角	176	474	18	比角コミュニティセンター
88	松美町	南南西 6	UPZ 比角	467	1,186	55	比角コミュニティセンター
89	比角12区	南南西 7	UPZ 比角	51	110	3	第二中学校
90	比角13区	南南西 7	UPZ 比角	205	495	33	第二中学校
91	大和町	南南西 6	UPZ 比角	138	328	25	第二中学校
95	北半田	南南西 7	UPZ 比角	242	564	47	比角小学校
96	三和町	南南西 7	UPZ 比角	105	225	15	ワークプラザ柏崎
102	長浜	南南西 6	UPZ 比角	154	354	10	ワークプラザ柏崎
103	新田畑	南南西 6	UPZ 比角	169	401	21	ワークプラザ柏崎
104	田塚	南 7	UPZ 比角	575	1,431	71	ワークプラザ柏崎
105	南田塚	南 7	UPZ 比角	96	270	15	ワークプラザ柏崎

主な避難経路 凡例 IC:インターチェンジ SA:サービスエリア PA:パーキングエリア		避難先自治体	避難経由所 上段:名称 下段:所在地
30km付近までの経路	__は30km付近の目安		
○国道8～米山IC～高速道～大湯PA～ ○国道252～柏崎IC～高速道～大湯PA～ ○国8～上越市土底浜駅前交差点～ ○国8～県道新井柿崎線～ 上越市青野交差点～		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <避難先候補自治体> 糸魚川市 妙高市 </div>	

※避難先自治体と避難経由所は、新潟県等と協議を進めています。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 平成26年 4月 1日現在
 避難行動要支援者 平成25年11月10日現在

町内会 コード	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所
	発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニティー 地区				
159 御山荘	南 9	UPZ	田尻	78	78	-	当該施設
160 茨目	南 7	UPZ	田尻	437	1,169	69	総合体育館
161 佐藤池新田	南 9	UPZ	田尻	200	517	38	総合体育館
162 下軽井川	南 9	UPZ	田尻	86	197	8	新潟産業大学
163 上軽井川	南 10	UPZ	田尻	40	114	1	田尻小学校
164 城之組	南 9	UPZ	田尻	72	176	9	新潟産業大学附属高校
165 明神	南 10	UPZ	田尻	40	117	2	田尻小学校
166 鳥越	南 10	UPZ	田尻	104	305	10	田尻小学校
167 安田町	南 9	UPZ	田尻	124	355	8	新潟産業大学附属高校
168 中道	南 9	UPZ	田尻	233	615	34	新潟産業大学附属高校
169 三ツ家	南 8	UPZ	田尻	167	481	18	田尻小学校
170 上田尻	南 8	UPZ	田尻	344	1,038	34	田尻小学校
171 平井	南 8	UPZ	田尻	187	537	22	東中学校
172 下田尻	南 7	UPZ	田尻	318	959	42	東中学校
173 両田尻	南 7	UPZ	田尻	193	537	27	東中学校
174 緑が丘ニュータウン	南 7	UPZ	田尻	152	480	9	東中学校
178 御山町	南 9	UPZ	田尻	46	138	4	御山荘
179 池の峰	南 8	UPZ	田尻	199	498	22	総合体育館
322 今熊	南南東 9	UPZ	田尻	25	80	5	新潟産業大学附属高校

主な避難経路 凡例 IC:インターチェンジ SA:サービスエリア PA:パーキングエリア		避難先自治体	避難経由所 上段:名称 下段:所在地
30km付近までの経路	は30km付近の目安		
○国道252～県道小千谷十日町津南線～十日町市水口沢交差点～ ○国道252～国道291～小千谷IC～堀之内PA～ ○国道252～国道291～国道351～国道17～魚沼市堀之内庁舎前交差点～		<避難先候補自治体> 魚沼市 南魚沼市 湯沢町 津南町	

※避難先自治体と避難経由所は、新潟県等と協議を進めています。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 平成26年 4月 1日現在
 避難行動要支援者 平成25年11月10日現在

町内会 コード	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所
	発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニ ティ 地区				
4 番神1区	南西 9	UPZ	大洲	88	239	9	第三中学校
5 番神2区	南西 9	UPZ	大洲	48	130	5	第三中学校
6 番神3区	南西 9	UPZ	大洲	45	133	5	第三中学校
7 番神4区	南西 9	UPZ	大洲	41	122	5	第三中学校
8 大洲1区	南西 9	UPZ	大洲	70	172	5	柏崎特別支援学校
9 大洲2区	南西 9	UPZ	大洲	59	146	8	柏崎特別支援学校
10 寿町	南西 9	UPZ	大洲	95	213	8	第三中学校
11 大洲6区	南西 9	UPZ	大洲	55	149	6	柏崎特別支援学校
12 大洲7区	南南西 8	UPZ	大洲	54	148	17	大洲小学校
13 大洲3区	南南西 8	UPZ	大洲	54	147	7	大洲小学校
14 大洲4区甲	南南西 8	UPZ	大洲	63	137	5	大洲小学校
15 大洲4区乙	南南西 8	UPZ	大洲	66	174	11	大洲小学校
18 大洲5区	南南西 8	UPZ	大洲	33	79	1	大洲小学校
20 大洲8区	南南西 9	UPZ	大洲	85	232	12	市立博物館
23 緑ヶ丘	南南西 9	UPZ	大洲	45	92	6	市立博物館
24 若葉町	南南西 9	UPZ	大洲	49	107	6	旧教育センター
25 大洲9区	南南西 8	UPZ	大洲	55	128	5	大洲小学校
26 大洲10区	南南西 8	UPZ	大洲	86	193	6	大洲小学校
114 上の山	南南西 9	UPZ	大洲	64	175	7	市立博物館
116 緑町	南南西 9	UPZ	大洲	15	33	1	市立博物館
9046 赤坂町(行政区)	南南西 9	UPZ	大洲	138	146	1	柏崎特別支援学校
1 鯨波	南西 10	UPZ	鯨波	236	698	32	鯨波コミュニティセンター
2 東の輪	南西 10	UPZ	鯨波	107	252	11	鯨波コミュニティセンター
3 川内	南西 11	UPZ	鯨波	112	315	9	鯨波小学校
149 くらなみ(特養)	南西 10	UPZ	鯨波	78	78	-	当該施設

主な避難経路 凡例 IC:インターチェンジ SA:サービスエリア PA:パーキングエリア		避難先自治体	避難経由所 上段:名称 下段:所在地
30km付近までの経路	は30km付近の目安		
<ul style="list-style-type: none"> ○国道8～米山IC～高速道～大湯PA～ ○国道8～上越市土底浜駅前交差点～ ○国道8～県道新井柿崎線～ 上越市青野交差点～ 			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <避難先候補自治体> 糸魚川市 妙高市 </div>
<ul style="list-style-type: none"> ○国道8～米山IC～高速道～大湯PA～ ○国道8～上越市土底浜駅前交差点～ ○国道8～県道新井柿崎線～ 上越市青野交差点～ 			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <避難先候補自治体> 糸魚川市 妙高市 </div>

※避難先自治体と避難経由所は、新潟県等と協議を進めています。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 平成26年 4月 1日現在
 避難行動要支援者 平成25年11月10日現在

町内会 コード	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所
	発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニ ティ 地区				
119 谷根	南西 14	UPZ	上米山	77	217	13	上米山コミュニティセンター
128 小杉	南西 16	UPZ	上米山	1	3	0	上米山コミュニティセンター
118 たんねの里(小特養)	南西 14	UPZ	上米山	28	29	-	当該施設
21 常盤台	南南西 9	UPZ	剣野	288	708	40	剣野小学校
22 米山台	南南西 9	UPZ	剣野	825	2,185	94	剣野小学校
52 剣野	南南西 9	UPZ	剣野	369	992	56	剣野小学校 柏崎総合高校
53 三島町	南南西 9	UPZ	剣野	209	555	26	剣野小学校 柏崎総合高校
107 新赤坂町	南南西 10	UPZ	剣野	230	689	18	第三中学校
115 さくらニュータウン	南南西 10	UPZ	剣野	237	779	52	第三中学校
46 柳橋町	南南西 8	UPZ	枇杷島	292	630	51	枇杷島小学校
47 関町	南南西 8	UPZ	枇杷島	349	848	82	枇杷島小学校
48 穂波町	南南西 8	UPZ	枇杷島	407	928	82	鏡が沖中学校
49 幸町	南南西 8	UPZ	枇杷島	271	584	48	鏡が沖中学校
50 城東	南南西 9	UPZ	枇杷島	291	758	73	柏崎総合高校
51 宮場町	南南西 8	UPZ	枇杷島	341	870	54	柏崎総合高校
92 田中	南南西 8	UPZ	枇杷島	518	1,027	71	鏡が沖中学校
9065 元城町(行政区)	南南西 9	UPZ	枇杷島	17	21	0	柏崎総合高校
93 朝日が丘	南南西 8	UPZ	半田	135	370	16	総合体育館
94 半田	南南西 8	UPZ	半田	627	1,531	75	総合体育館
97 半田住宅団地	南南西 9	UPZ	半田	191	422	39	半田小学校
98 岩上	南南西 8	UPZ	半田	207	484	18	半田小学校
106 長峰町	南南西 9	UPZ	半田	129	336	6	新潟工科大学
108 南半田	南南西 8	UPZ	半田	216	631	22	総合体育館
109 ゆりが丘	南南西 9	UPZ	半田	358	1,148	32	新潟工科大学
112 西半田	南南西 8	UPZ	半田	244	581	22	鏡が沖中学校
113 東半田	南南西 8	UPZ	半田	309	869	36	総合体育館

主な避難経路 凡例 IC:インターチェンジ SA:サービスエリア PA:パーキングエリア		避難先自治体	避難経由所 上段:名称 下段:所在地
30km付近までの経路 〓は30km付近の目安	避難先自治体内の経路		
○国道8～米山IC～高速道～大湯PA～ ○国道8～上越市土底浜駅前交差点～ ○国道8～県道新井柿崎線～ <u>上越市青野交差点</u> ～		<避難先候補自治体> 糸魚川市 妙高市	
○国道8～米山IC～高速道～大湯PA～ ○国道8～上越市土底浜駅前交差点～ ○国道8～県道新井柿崎線～ <u>上越市青野交差点</u> ～		<避難先候補自治体> 糸魚川市 妙高市	
○国道8～米山IC～高速道～大湯PA～ ○国道8～上越市土底浜駅前交差点～ ○国道8～県道新井柿崎線～ <u>上越市青野交差点</u> ～		<避難先候補自治体> 糸魚川市 妙高市	
○国道8～米山IC～高速道～大湯PA～ ○国道252～柏崎IC～高速道～大湯PA～ ○国道8～上越市土底浜駅前交差点～ ○国道8～県道新井柿崎線～ <u>上越市青野交差点</u> ～		<避難先候補自治体> 糸魚川市 妙高市	

※避難先自治体と避難経由所は、新潟県等と協議を進めています。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 平成26年 4月 1日現在
 避難行動要支援者 平成25年11月10日現在

町内会 コード	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所
	発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニ ティ 地区				
180	黒滝	南南西 13	UPZ 高田	66	228	8	新道小学校
181	貝淵	南南西 12	UPZ 高田	18	49	4	新道小学校
183	新道	南南西 11	UPZ 高田	292	897	52	新道小学校
184	上方	南南西 10	UPZ 高田	91	307	17	高田コミュニティセンター
185	下方	南南西 10	UPZ 高田	80	261	17	高田コミュニティセンター
186	横山	南南西 9	UPZ 高田	173	451	22	新潟工科大学
187	藤橋	南南西 10	UPZ 高田	135	371	17	高田コミュニティセンター
188	堀	南 10	UPZ 高田	167	419	16	南中学校
189	南下	南 12	UPZ 高田	49	147	4	南中学校
190	向陽町	南南西 9	UPZ 高田	376	1,049	44	新潟工科大学
250	下加納	南 10	UPZ 中鯖石	83	241	7	鯖石小学校
251	中加納	南 12	UPZ 中鯖石	47	146	10	鯖石小学校
252	上加納	南 13	UPZ 中鯖石	76	227	4	鯖石小学校
253	与板	南 14	UPZ 中鯖石	94	252	12	鯖石小学校
254	宮平	南 15	UPZ 中鯖石	52	139	3	鯖石小学校
255	久木太	南南東 15	UPZ 中鯖石	23	51	2	中鯖石コミュニティセンター
256	石川	南南東 14	UPZ 中鯖石	17	47	2	中鯖石コミュニティセンター
257	佐之久	南南東 13	UPZ 中鯖石	49	140	3	中鯖石コミュニティセンター
258	飛岡	南南東 13	UPZ 中鯖石	49	163	4	中鯖石コミュニティセンター
259	久之木	南南東 13	UPZ 中鯖石	52	152	6	中鯖石コミュニティセンター

主な避難経路 凡例 IC:インターチェンジ SA:サービスエリア PA:パーキングエリア		避難先自治体	避難経由所 上段:名称 下段:所在地
30km付近までの経路 〓は30km付近の目安	避難先自治体内の経路		
<ul style="list-style-type: none"> ○県道鯨波宮川線～国道8～米山IC～ 高速道～太温PA～ ○県道鯨波宮川線～国道8～ 上越市土底浜駅前交差点～ ○県道鯨波宮川線～国道8号～ 県道新井柿崎線～上越市青野交差点～ 			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p><避難先候補自治体> 糸魚川市 妙高市</p> </div>
<ul style="list-style-type: none"> ○国道252～県道小千谷十日町津南線～ 十日町市水口沢交差点～ ○国道252～国道117～ 十日町市北原交差点～ 			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p><避難先候補自治体> 魚沼市 南魚沼市 湯沢町 津南町</p> </div>

※避難先自治体と避難経由所は、新潟県等と協議を進めています。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 平成26年 4月 1日現在
 避難行動要支援者 平成25年11月10日現在

町内会 コード	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所
	発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニ ティ 地区				
270	森近	南 16	UPZ 南鯖石	43	93	2	第五中学校
271	笹崎	南 16	UPZ 南鯖石	27	87	3	第五中学校
272	行兼	南 17	UPZ 南鯖石	34	99	3	第五中学校
273	宮之下	南 17	UPZ 南鯖石	43	105	4	第五中学校
274	西之入	南 18	UPZ 南鯖石	59	153	12	第五中学校
275	小清水	南 19	UPZ 南鯖石	38	74	1	第五中学校
276	田島	南 18	UPZ 南鯖石	102	278	12	第五中学校
277	山室	南南東 19	UPZ 南鯖石	72	193	3	第五中学校
278	大沢	南南東 20	UPZ 南鯖石	112	274	8	第五中学校
212	上輪	南西 18	UPZ 米山	22	47	1	米山コミュニティセンター
213	高畔	南西 19	UPZ 米山	5	13	0	米山小学校
215	青海川	南西 13	UPZ 米山	55	161	6	米山コミュニティセンター
216	笠島	南西 14	UPZ 米山	98	289	8	米山コミュニティセンター
217	上輪新田	南西 17	UPZ 米山	24	70	3	米山コミュニティセンター
218	米山町	南西 19	UPZ 米山	171	446	13	米山小学校
219	大平	南西 19	UPZ 米山	6	18	4	米山小学校
240	上条	南南西 13	UPZ 上条	56	166	5	上条コミュニティセンター
241	宮之窪	南 13	UPZ 上条	136	360	10	上条コミュニティセンター
242	山口	南 15	UPZ 上条	43	125	6	上条コミュニティセンター
243	佐水	南 14	UPZ 上条	46	145	6	上条コミュニティセンター
244	古町	南 13	UPZ 上条	24	62	7	上条コミュニティセンター
245	芋川	南 14	UPZ 上条	25	56	6	上条コミュニティセンター
247	いこいの里(特養)	南 15	UPZ 上条	76	76	-	当該施設

主な避難経路 凡例 IC:インターチェンジ SA:サービスエリア PA:パーキングエリア		避難先自治体	避難経由所 上段:名称 下段:所在地
30km付近までの経路 〓は30km付近の目安	避難先自治体内の経路		
○国道252～県道小千谷十日町津南線～ 十日町市水口沢交差点～ ○国道252～国道117～ 十日町市北原交差点～			<避難先候補自治体> 魚沼市 南魚沼市 湯沢町 津南町
○国道8～柿崎IC～高速道～大湯PA～ ○国道8～上越市土底浜交差点～ ○国道8～県道新井柿崎線～ 上越市青野交差点～			<避難先候補自治体> 糸魚川市 妙高市
○国道353～県道門出石黒線～ 県道松代高柳線～国道253～ 十日町市松代交差点～ ○国道353～県道柿崎小国線～国道252～ 国道117～十日町市北原交差点～			<避難先候補自治体> 魚沼市 南魚沼市 湯沢町 津南町

※避難先自治体と避難経由所は、新潟県等と協議を進めています。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 平成26年 4月 1日現在
 避難行動要支援者 平成25年11月10日現在

町内会 コード	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所
	発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニ ティ 地区				
280 久米	南 15	UPZ	別俣	81	236	16	別俣コミュニティセンター
281 水上	南 16	UPZ	別俣	46	123	4	別俣コミュニティセンター
282 細越	南 16	UPZ	別俣	17	44	0	別俣コミュニティセンター
283 下野田	南 16	UPZ	野田	54	136	7	野田コミュニティセンター
284 野田	南 17	UPZ	野田	28	56	3	野田コミュニティセンター
285 中組	南 17	UPZ	野田	28	64	3	野田コミュニティセンター
286 上組	南 18	UPZ	野田	25	69	2	野田コミュニティセンター
287 木沢	南南西 17	UPZ	野田	25	68	2	野田コミュニティセンター
288 石払	南南西 17	UPZ	野田	33	84	6	野田コミュニティセンター
289 諏訪	南南西 17	UPZ	野田	18	46	1	野田コミュニティセンター
290 田屋	南南西 16	UPZ	野田	38	102	7	野田コミュニティセンター
302 清水谷	南 20	UPZ	野田	6	7	1	野田コミュニティセンター
291 高原田	南南西 20	UPZ	鶴川	8	16	4	鶴川コミュニティセンター
292 上野	南南西 20	UPZ	鶴川	13	17	3	鶴川コミュニティセンター
293 下野	南南西 20	UPZ	鶴川	2	5	6	鶴川コミュニティセンター
294 宮原	南南西 20	UPZ	鶴川	14	26	8	鶴川コミュニティセンター
295 駒之間	南 21	UPZ	鶴川	6	8	3	鶴川コミュニティセンター
296 餅粮	南 21	UPZ	鶴川	1	2	1	鶴川コミュニティセンター
298 北向	南 22	UPZ	鶴川	1	2	0	鶴川コミュニティセンター
300 阿相島	南 23	UPZ	鶴川	1	2	0	鶴川コミュニティセンター
301 市野新田	南南西 21	UPZ	鶴川	9	12	5	鶴川コミュニティセンター

主な避難経路 凡例 IC:インターチェンジ SA:サービスエリア PA:パーキングエリア		避難先自治体	避難経由所 上段:名称 下段:所在地
30km付近までの経路 〃は30km付近の目安	避難先自治体内の経路		
○県道柿崎小国線～国道353～ 県道門出石黒線～県道松代高柳線～ 国道253～十日町市松代交差点～ ○県道柿崎小国線～国道252～国道117～ 十日町市北原交差点～		<避難先候補自治体> 魚沼市 南魚沼市 湯沢町 津南町	
○国道353～県道門出石黒線～ 県道松代高柳～国道253～ 十日町市松代交差点～ ○県道柿崎小国線～国道252～国道117～ 十日町市北原交差点～		<避難先候補自治体> 魚沼市 南魚沼市 湯沢町 津南町	
○国道353～県道門出石黒線～ 県道松代高柳線～国道253～ 十日町市松代交差点～		<避難先候補自治体> 魚沼市 南魚沼市 湯沢町 津南町	

※避難先自治体と避難経由所は、新潟県等と協議を進めています。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 平成26年 4月 1日現在
 避難行動要支援者 平成25年11月10日現在

町内会 コード	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所
	発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニティー 地区				
400	岡田	南 21	UPZ 高柳町	125	276	15	高柳小・中学校
401	岡野町	南 22	UPZ 高柳町	206	464	15	高柳小・中学校
402	高尾	南 24	UPZ 高柳町	22	53	1	高柳小・中学校
403	坪野	南 23	UPZ 高柳町	47	108	5	高柳小・中学校
404	磯之辺	南 23	UPZ 高柳町	2	6	0	高柳小・中学校
405	漆島	南 24	UPZ 高柳町	27	55	2	高柳小・中学校
406	荻ノ島	南 25	UPZ 高柳町	31	68	4	高柳小・中学校
407	門出	南 26	UPZ 高柳町	105	253	7	高柳小・中学校
408	析ヶ原	南 26	UPZ 高柳町	33	50	0	高柳小・中学校
409	山中	南南東 24	UPZ 高柳町	23	43	6	高柳小・中学校
410	塩沢	南南東 23	UPZ 高柳町	29	78	3	高柳小・中学校
411	板畑	南 25	UPZ 高柳町	7	12	0	高柳小・中学校
412	大野	南 25	UPZ 高柳町	3	5	1	高柳小・中学校
413	上石黒	南 26	UPZ 高柳町	15	28	2	高柳小・中学校
414	下石黒	南 26	UPZ 高柳町	8	17	2	高柳小・中学校
415	落合	南 27	UPZ 高柳町	3	9	0	高柳小・中学校
416	居谷	南 29	UPZ 高柳町	5	8	0	高柳小・中学校
417	寄合	南 27	UPZ 高柳町	9	19	1	高柳小・中学校
418	田代	南 28	UPZ 高柳町	17	45	1	高柳小・中学校
419	柏柳の里(特養)	南 24	UPZ 高柳町	70	70	-	当該施設

主な避難経路 凡例 IC:インターチェンジ SA:サービスエリア PA:パーキングエリア		避難先自治体	避難経由所 上段:名称 下段:所在地
30km付近までの経路 〓は30km付近の目安	避難先自治体内の経路		
<ul style="list-style-type: none"> ○県道松代高柳線～国道252～ 十日町市北原交差点～ ○県道松代高柳線～国道252～ 県道小千谷十日町津南線～ 十日町市水口沢交差点～ ○県道松代高柳線～国道253～ 十日町市松代交差点～ ○県道門出石黒線～県道松代高柳線～ 国道253～十日町市松代交差点～ ○県道門出石黒線～県道松代高柳線～ 国道252～国道117～ 十日町市北原交差点～ 			
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p><避難先候補自治体> 魚沼市 南魚沼市 湯沢町 津南町</p> </div>	

※避難先自治体と避難経由所は、新潟県等と協議を進めています。

【別紙】 今後の課題

広域避難計画の実効性を高めるため、国、県、県内市町村及び防災関係機関と引き続き協議し、関係機関相互の連携体制の構築や国の支援体制の強化等をより具体化するとともに、その内容を本計画に順次反映していくものとする。

1 EAL及びOILに基づく避難等防護体制の具体化

- ① 原子力規制委員会が示す事故想定を確認する。
- ② フィルタバント設備の運用と避難計画との整合性を確認する。
- ③ フィルタバント設備使用時の放射性物質による周辺環境への影響予測を確認する。
- ④ プルーム通過時の希ガスによる放射線の影響を確認する。
- ⑤ 事業者が設定する原子力発電所のEAL詳細設定を本計画に反映する。

2 住民等への情報伝達

- ① 住民等に対する避難指示や事故状況等を広域的かつ迅速・確実に伝達できる仕組みや手法を確立する。
- ② 地区コミュニティとの情報伝達が迅速・確実にできる仕組みや手法を検討する。

3 広域避難体制

- ① 国や関係機関の協力を得て、自家用車以外のあらゆる手段（バス、船舶、鉄道、ヘリコプター等）の具体的活用を検討する。
- ② 避難シミュレーションの実施結果を確認する。
- ③ 避難する自家用車による渋滞を避けるための方法（乗り合い等）を確立する。
- ④ 避難準備区域（UPZ）についての避難先自治体の決定。

4 受入自治体との連携

受入自治体と、情報連絡体制、避難経由所・避難所・福祉避難所の運営等について連携を図る。

5 要配慮者の避難体制

県及び社会福祉施設、病院等と連携して、要配慮者の具体的な避難体制の構築を図る。

6 緊急時モニタリング

緊急時モニタリングにおける国と地方公共団体の役割、具体的な手順及び運用等について確認する。

7 スクリーニング体制の整備

県が行うスクリーニング体制の早期実現を求めていく。

8 交通誘導体制との整合

交通規制ポイントを確認し、計画に反映する。

9 安定ヨウ素剤の配布・服用

- ① 即時避難区域（PAZ）における事前配布の検討。
- ② 避難準備区域（UPZ）における配布と服用の検討。

10 避難道路の整備

計画に基づく円滑な広域避難ができるよう道路整備や除雪体制の実現を働きかけていく。

【別紙】 今後の課題

広域避難計画の実効性を高めるため、国、県、県内市町村及び防災関係機関と引き続き協議し、関係機関相互の連携体制の構築や国の支援体制の強化等をより具体化するとともに、その内容を本計画に順次反映していくものとする。

1 EAL及びOILに基づく避難等防護体制の具体化

- ① 原子力規制委員会が示す事故想定を確認する。
- ② フィルタバント設備の運用と避難計画との整合性を確認する。
- ③ フィルタバント設備使用時の放射性物質による周辺環境への影響予測を確認する。
- ④ プルーム通過時の希ガスによる放射線の影響を確認する。
- ⑤ 事業者が設定する原子力発電所のEAL詳細設定を本計画に反映する。

2 住民等への情報伝達

- ① 住民等に対する避難指示や事故状況等を広域的かつ迅速・確実に伝達できる仕組みや手法を確立する。
- ② 地区コミュニティとの情報伝達が迅速・確実にできる仕組みや手法を検討する。

3 広域避難体制

- ① 国や関係機関の協力を得て、自家用車以外のあらゆる手段（バス、船舶、鉄道、ヘリコプター等）の具体的活用を検討する。
- ② 避難シミュレーションの実施結果を確認する。
- ③ 避難する自家用車による渋滞を避けるための方法（乗り合い等）を確立する。
- ④ 避難準備区域（UPZ）についての避難先自治体の決定。

4 受入自治体との連携

受入自治体と、情報連絡体制、避難経由所・避難所・福祉避難所の運営等について連携を図る。

5 要配慮者の避難体制

県及び社会福祉施設、病院等と連携して、要配慮者の具体的な避難体制の構築を図る。

6 緊急時モニタリング

緊急時モニタリングにおける国と地方公共団体の役割、具体的な手順及び運用等について確認する。

7 スクリーニング体制の整備

県が行うスクリーニング体制の早期実現を求めていく。

8 交通誘導体制との整合

交通規制ポイントを確認し、計画に反映する。

9 安定ヨウ素剤の配布・服用

- ① 即時避難区域（PAZ）における事前配布の検討。
- ② 避難準備区域（UPZ）における配布と服用の検討。

10 避難道路の整備

計画に基づく円滑な広域避難ができるよう道路整備や除雪体制の実現を働きかけていく。

